

しまね  
青少年プラン

◆◆ スサノオ プラン ◆◆

平成28年3月

島 根 県

## ～はじめに～

近年、スポーツや文化・芸術をはじめとする幅広い分野で、島根の青少年がめざましい活躍をしています。また、地域での様々な活動を通じてたくましく成長し、地域社会を支える活力の源として欠かせない存在となっています。こうした青少年の活躍は、私たち県民にとって大きな喜びであり、感動と希望を与えてくれます。

一方で、少子化による青少年人口の減少やインターネットの普及による情報ネットワーク社会への移行など、青少年を取り巻く社会環境は、急激に変化してきており、児童虐待やいじめ等の子どもが被害者となる事件の増加、不登校やニート、ひきこもり、貧困問題の深刻化など、青少年に関する課題は、看過できない状態にあります。

こうした中、活力ある社会を維持していくためには、青少年が、社会の変化に対応しながら、様々な課題に主体的に取り組み、解決する力を身につけるよう育成していくことが重要です。併せて、困難な事情を抱える青少年に対しては、その一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援が求められます。

県におきましては、こうした青少年を取り巻く現状や課題に対応するため、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく国の「子供・若者育成支援大綱」の見直しを踏まえ、「しまね青少年プラン（スサノオプラン）」を改定することとしました。

今回の改定では、特に、いじめや不登校、ひきこもり、子どもの貧困等の「困難を抱える青少年やその家族への支援」、自然体験、生活体験、職業体験、社会参画活動等の「多様な活動機会の提供や社会参画への支援」、家庭教育支援、学校支援、県民運動の推進、インターネットの適切な利用啓発等の「県民総ぐるみによる支援体制と地域環境づくり」を重点とするとともに、基本目標ごとの指標（目標数値）を設定しました。

子どもの「育ち」は、大人社会の有り様を写す鏡であると言われていています。青少年の育成支援は、県や市町村の取組はもとより、県民の皆様一人ひとりが自分自身の課題として捉え、家庭・学校・地域が一体となって県民総ぐるみで取り組むことが重要です。

県民の皆様には、このプランの趣旨をご理解の上、それぞれの立場から一層のご協力をいただきますようお願い致します。

平成28年3月

島根県知事 溝口 善兵衛

## ～目次～

■ プラン策定の目的、期間、対象となる青少年、構成	.....	1 頁
第1章 今日の青少年を取り巻く現状と課題		
(1) 時代背景（社会・経済状況等の変容）	.....	2 頁
少子化の進行		
生活様式の変化、価値観の多様化		
情報化の進展		
(2) 青少年の発達段階別の特性と課題	.....	3 頁
乳幼児期（就学前）		
学童期（小学生）		
思春期（中学生・高校生又は18歳頃まで）		
青年期（18歳頃から30歳頃まで）		
ポスト青年期		
(3) 島根における青少年問題の実態と課題	.....	4 頁
不登校・中途退学・いじめ・暴力行為		
ニート・ひきこもり		
非行・犯罪被害		
障がい・発達障がい		
児童虐待・社会的養護		
子どもの貧困対策		
(4) 家庭・学校・地域・職場の現状と課題	.....	7 頁
家庭		
学校		
地域社会		
職場		
第2章 青少年育成の基本的な考え方		
(1) 島根の青少年育成に向けた視点「スサノオ」	.....	10 頁
① 健全育成の「すそ野」を広げる	～大人の意識改革の推進～	
② 誰もの「参画」を促す	～青少年は地域で育む～	
③ 青少年の「能力」を活かす	～青少年の社会参画の促進～	
④ 自然や年長者の「恩恵」を受ける	～島根の特徴を活かした青少年育成～	
(2) 基本理念（青少年育成の目指す方向）	.....	12 頁
第3章 青少年育成の施策展開		
(I) 施策展開図	.....	13 頁
(II) 基本方針・主な取組	.....	14 頁
I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援		
(1) 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成（自己形成）	.....	14 頁
① 心身の健全な成長の促進		
② コミュニケーション能力や人権感覚の育成		

③ 多様な活動機会の提供	
④ 確かな学力の育成	
(2) 社会に羽ばたくための力の育成（社会参画）	..... 19頁
① 地域社会への参画と人材育成	
② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成	
③ 職業的自立に向けた就労支援	
<b>II 困難を抱える青少年とその家族への支援</b>	
(1) 青少年の状況に応じた個別の支援（自立支援）	..... 23頁
① 不登校・中途退学対応の充実	
② ニート・ひきこもり支援の充実	
③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実	
④ 障がいのある青少年支援の充実	
⑤ 子どもの貧困対策の推進	
⑥ ネットワークによる総合的支援の推進	
(2) 青少年の被害防止と保護活動の推進（保護）	..... 28頁
① いじめ根絶・暴力行為対策の推進	
② 犯罪被害防止と保護活動の推進	
③ 児童虐待防止と社会的養護の推進	
<b>III 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり</b>	
(1) 家庭・学校・地域の連携の推進（連携）	..... 34頁
① 子育て支援体制の整備	
② 家庭の教育力向上のための支援	
③ 地域と連携した学校づくりの推進	
④ 地域全体で青少年を育む意識の醸成	
⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実	
(2) 社会環境健全化の推進（環境整備）	..... 39頁
① 安全安心な地域づくりの推進	
② 有害環境の浄化対策の推進	
③ インターネット等をめぐる問題対策の推進	
<b>第4章 プランの実現に向けて</b>	
(1) 島根の青少年施策の推進	..... 42頁
(2) 指標（数値目標）の設定と進行管理	..... 43頁
(3) 青少年育成に関連する記述のある本県プラン・指針等の紹介（抜粋）...	44頁
<b>■資料</b>	
・島根県の青少年施策一覧	..... 46頁
・子ども・若者育成支援推進法	..... 72頁
・子供・若者育成支援推進大綱	..... 77頁

## ～ プラン策定の目的 ～

この計画は、青少年施策を総合的・体系的に推進していくために、県の関係部局、各市町村、青少年団体等の関係機関・団体が連携・協働していく指針となるものです。

子ども・若者育成支援推進法第8条に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」を踏まえた計画とし、同法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけます。

大人の誰もが青少年育成を自らのことと考え、次世代を育成する責任を果たすよう行動し、青少年自身も社会の一員として自分の考えや行動を地域づくり等に積極的に活かすことが重要です。そこで、すべての大人と青少年に対し、健全育成、次世代育成の意識の醸成を図り、具体的な行動を一層進めていただくことを目的としています。

## ～ プランの期間 ～

この計画は、平成28（2016）年度を初年度とし、平成32（2020）年度を目標年度とする5か年の計画です。

## ～ プランの対象となる青少年 ～

この計画では、若者が精神的、社会的自立を遂げるまでの期間の長期化が指摘されていることから、乳幼児期から30代までを青少年として施策の対象としています。

## ～ プランの構成 ～

第1章は、「今日の青少年を取り巻く現状と課題」として、時代背景や発達段階別の課題、島根の青少年の実態や青少年を取り巻く「家庭」「学校」「地域社会」「職場」ごとの課題等を明らかにしています。

第2章は、「青少年育成の基本的な考え方」として、島根の青少年のあるべき姿、めざす方向としての基本理念と育成の視点について記述しています。

第3章は、「青少年育成の施策展開」として、県が取り組む推進方策及び主な施策について示しています。

第4章は、「プランの実現に向けて」として、このプランを推進するための体制整備や市町村等との連携方策、指標（目標数値）の設定等を明らかにしています。

# 第1章 今日の青少年を取り巻く現状と課題

## (1) 時代背景（社会・経済状況等の変容）

### ① 少子化の進行

近年、全国的に出生数は減少の一途をたどり、少子化社会が到来しています。島根県においては、平成26年の出生数は、5,359人、合計特殊出生率\*1は全国的には高位の1.66ですが、近年全国平均を上回るスピードで少子化が進行しています。

少子化の進行は、学校や保育所等の小規模化や統廃合をもたらし、子ども同士の人間関係が固定的になったり、子どもと地域の人たちが関わる機会が減ったりするなど、子どもの自主性や社会性が同世代や異世代の人々との多様な人間関係の中で育まれる機会を少なくしています。

### ② 生活様式の変化、価値観の多様化

家庭の暮らしを見ると、様々な電化製品や調理済み食品等が普及し、物に囲まれた便利で快適な生活になっています。こうした変化は、家事労働の負担を大幅に軽減させましたが、一方では、子どもが家族の一員として家事を手伝う機会を減少させ、勤労意欲の芽生えや食の重要性への認識を見失わせることにもなっています。

また、塾などの習い事の増加、インターネットや携帯端末などの普及により屋外での集団遊びから室内遊びへと遊びの質が変化したこと及び都市化や車社会の進行などのために、身近な自然とふれあう機会や体を動かす機会が減ってきています。加えて、生活全般の24時間化が進んでいることから、健康面への悪影響や非行、問題行動につながる懸念されます。

経済発展に伴う生活様式の変化は、人々の価値観の多様化ももたらしました。「個」や「権利」が尊重される一方で「責任」が軽んじられたり、人々が共に社会を構成していく上で、守らなければならない基本的なルールについての認識が薄れたりするなどの傾向が見られます。

また、「個」を重んずるばかりに、他人には干渉しない、他人との関わりを持ちたがらない風潮も見られ、声かけをする、助け合うといった気持ちが薄れ、見て見ぬふりをする大人の姿や子育てする親の孤立感などが指摘されています。

### ③ 情報化の進展

情報通信技術の急速な進展は、時間や距離の制約をなくし、音声や映像などによる情報をいつでもどこでも入手可能にするとともに、私たちの生活の利便性を向上させ、経済の効率化と世界的規模の情報伝達等をもたらしました。

---

\*1【合計特殊出生率】15歳から49歳までの女子の年齢別出生率（出生率＝人口千人あたりの出生数）を合計した値で、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当。

今日の青少年は、インターネット等を活用し、有益な情報に触れることや幅広い交流の中から、新しい価値や文化等を創造していくことが期待されます。

一方で、労せずして大量の情報を得ることができ、疑似体験もできることから、実際の行動や体験をしない傾向が強まっています。家庭等において、情報機器等（パソコン、テレビ、ゲーム機、スマートフォン等）を使用する時間がだんだん長くなり、自然環境や人と直接ふれあうことが少なくなることや、ストレス等による心身への影響も懸念されます。

情報の安易なやり取りは、プライバシーに関する情報の漏えいの危険性をはらみ、性的な情報や残虐な情報も数多くあふれているために、情操教育上の問題や様々な犯罪に巻き込まれやすい状況も生み出しています。

家庭や学校において、青少年が情報を適切に読み取って評価し、有益な情報を選別できる能力（メディア・リテラシー）の育成が望まれます。また、インターネット等を利用した情報の送り手として、ルールやマナーを守り、責任を持って情報発信ができる力を育てる必要があります。

また、特定の有害なサイト等にアクセスできなくするフィルタリング機能の活用や家庭でのルールづくりなど青少年を有害情報から守る対策を講じる必要があります。

## （２）青少年の発達段階別の特性と課題

### ① 【乳幼児期（就学前）】

乳幼児期は、親など特定少数の人との関わりを中心に、人間への基本的信頼と愛情を育てながら、物事への認知や情緒を発達させ人格を形成していく礎となる時期であり、また、基本的な生活習慣の基礎を築く時期でもあります。

子ども自身が、「安心できる・安全である・愛されている」と感じる事が何よりも重要であり、睡眠や食事が保障されるとともに、発達段階に応じた豊かな遊びができる環境づくりが必要です。

また、この時期の子育ては、親の負担が大きく、ストレスを感じやすいことから、子育て家庭に対して、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かな支援が望まれます。

### ② 【学童期（小学生）】

学童期は、後々の成長の基礎となる体力や運動能力を身に付け、基礎的な学力を養い、多様な知識・経験を蓄積する時期です。家族中心の生活から集団中心の生活へと進み、仲間との相互関係の中で自分の役割や連帯感などの社会的意識を獲得する時期でもあります。

学校教育はもちろんのこと、家庭と地域社会が連携して、あいさつの励行や居場所づくりなどに取り組み、地域の中で子どもたちを健やかに育てることが必要です。

### ③ 【思春期（中学生・高校生又は18歳頃まで）】

思春期は、子どもから大人へと成長していく過程の中で、自己を確立するために模索する時期であり、心身の成熟とともに精神的に揺れ動く、不安定で様々な悩みを抱える時期でもあります。

思春期保健の取組や相談体制の充実により子どもたちの成長を支えるとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用等の防止対策などを通じ、心身の健康な発達を促す必要があります。

また、社会的自立に向けて、確かな学力の育成を図り、社会生活全般に関する知識・技能を身に付けるとともに、職業意識を高める必要があります。

大人たちは、子どもたちの成長・発達する力を信じ、子どもたちの試行錯誤や問題行動もこのような視点から受け止めることが必要です。

### ④ 【青年期（18歳頃から30歳頃まで）】

青年期は、親の保護から独立して、自立した生活を営む「大人」へと移行していく時期です。社会の現実につづき、時には、展望をなくしたりあきらめたりすることもあります。

こうした青年期には、就職情報の提供や職業適応能力等の育成を通じ、経済的・精神的・社会的な自立を応援する必要があります。

また、生涯を通じ、自らの向上のために学ぶ心や社会に貢献する気持ちを育成することも必要です。

### ⑤ 【ポスト青年期】

ポスト青年期とは、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者を言います。

こうしたポスト青年期には、幅広い学習者の要請に対応し、生涯学習機会を充実させるなど、専門的知識・技術の習得を応援する必要があります。

また、円滑な社会生活を営む上で困難を有する若者に対しては、教育、福祉、保健、医療、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かした発達段階に応じた支援を行うことが必要です。

## (3) 島根における青少年問題の実態と課題

### ① 不登校・中途退学・いじめ・暴力行為

島根県の公立小中学校における不登校の児童生徒の割合は、全国平均と比較して高い状況が続いています。

いじめ問題については、平成26年度、公立小・中・高校全体で685件と前年度と比較して増加しました。「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、各学校においていじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめの未然防止、早期発見や適切な対応に取り組む体制づくりを行っているところです。

スマートフォンや携帯音楽プレーヤー、ゲーム機などインターネットを利用できる機器の児童生徒の保有率が年々増加している中、ネット依存やネット上における誹謗中傷等への対応、ネットトラブルの未然防止と併せて、児童生徒だけでなく保護者への情報モラルの啓発が必要となっています。

暴力行為の発生件数は、ここ数年ほぼ横ばい傾向にあります。

## ② ニート・ひきこもり

雇用情勢が全国的に厳しい中、若年層の就職困難、早期離職者やいわゆる「フリーター」や「ニート」\*2の増加が問題となっています。内閣府の調査によると、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）、いわゆるニートの数について、平成26年には約56万人とされており、依然として高止まりの状況にあります。特に、就労先が少なく、大企業も少ない本県では、青少年の就職に伴う都市部への流出に一層拍車がかかるのではないかと懸念されています。

社会的ひきこもりについては、全国的に問題になっており、平成22年に内閣府が公表した実態調査結果では、その数は狭義のひきこもり\*3が23.6万人、広義のひきこもり\*469.6万人とも言われており、島根県においても相談件数は増加傾向にあります。平成25年に県内の民生委員・児童委員へ行った調査では、総数が1,040人。そのうち15～39歳の若者は、453人（47%）でした。表面化しにくい事柄でもあり、その対応は今後の課題と言えます。

## ③ 非行・犯罪被害

島根県の少年非行の状況を見ると、補導少年は、昭和60年の1,767人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、平成27年は239人と統計を取り始めた昭和24年以降最少でした。ここ数年の傾向は、初発型非行\*5（万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領等\*6）が全体のほぼ60%を占めています。非行少年は、中学生と高校生で全体の6割から7割を占めています。

---

\*2【ニート】「Not in Employment, Education or Training」の頭文字をとって「NEET」。職に就かず、学校機関に所属もしていない、そして就労に向けた具体的な動きをしていない若者を指す言葉。

\*3【狭義のひきこもり】 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅に引きこもっている状態。時々近所のコンビニエンスストア等には出かけるものを含む。

\*4【広義のひきこもり】 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅に引きこもっている状態であるが、自身の趣味の用事のときだけ外出する者。

※内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」による。

\*5【初発型非行】 非行の手段が容易で動機が単純であり、非行の入口となる罪種で、万引き、自転車盗などを言う。放置すると集団化、常習化しやすく、悪質な非行へ移行する危険性が高い。

\*6【占有離脱物横領等】 遺失物、漂流物など、占有を離れた他人の物を横領する行為。（例えば、盗まれた自転車が放置され、これを更に盗んで使用していた場合など。）

また、平成27年中に刑法犯で検挙された14歳以上の少年のうち、再犯を行った者の割合は32.9%で、依然として約3人に1人は非行を繰り返す憂慮すべき状況が認められます。

少年非行の原因・動機を見ると、「所有・消費目的」「遊び・好奇心・スリル」「遊興費充当」によるものが概ね80%を占めており、罪の意識の希薄さなど規範意識の低下や我慢する心の低下がうかがえます。

大人は、少子化や情報化等の様々な社会情勢の変化を背景に、子どもがいろいろな困難や悩みを抱えていることを認識し、その問題の解決に努め、子どもの非行の未然防止、加えて非行を起こした場合の立ち直り支援を関係機関や地域が一体となって推進するなど、地域社会で子どもたちを育む環境を整備する必要があります。

一方、子どもが犯罪の被害者となる事案については、スマートフォンや携帯電話の浸透に伴い、SNS\*7（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて知り合った相手方からの犯罪の被害にあうケースも見られるようになりました。

近年、子どもが被害者となる不審者による声かけ、つきまとい事案は年間150件前後発生しており、家庭、学校、地域が連携して子どもの安全対策を講じることが求められます。

#### ④ 障がい・発達障がい

子どもたちの障がいは重度・重複化、多様化しています。障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域で提供する体制を構築していく必要があります。

各教育機関においては特別支援教育体制の整備が進み、一人一人のニーズに応じた支援が実施されるようになってきています。各校種の校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名はほぼ100%ですが、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成については、小学校や中学校に比べ幼稚園や高等学校では十分とはいえない状況にあります。継続した支援を行うためには、各校種を移行する際の引継や連携を強化していく必要があります。

また、ADHD（注意欠陥如／多動性障がい）、LD（学習障がい）や高機能自閉症などの発達障がい\*8の子どもたちが抱えている困難さや行動特性は理解されにくいことから、適切な対応がなされずうつ状態やひきこもり等の情緒や行動の問題などが起こりやすい二次的な症状が現れる場合もあります。

そのため、各市町村又は障がい保健福祉圏域において、早期発見から保健、医療、福祉、教育、就労等のサービス提供まで、ライフステージを通じた支援が行えるよう、関係機関が連携したシステムを構築する必要があります。

---

\*7【SNS】Social Netwvrking Servis の略。インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、趣味などを同じくする個人同士のコミュニティーの形成を支援するサービスのこと。

\*8【発達障がい】自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥如・他多動性障がい（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに情緒の障がい。

## ⑤ 児童虐待・社会的養護

子どもの養護に関する相談が増えており、とりわけ児童虐待に関する相談が急増するなど、子どもの命や人権を守るために児童虐待防止が大きな課題となっています。

児童虐待については、全国的に連日のように事件報道されていますが、島根県においても、新規の虐待認定が年間300件前後の状況が続いています。児童虐待相談全体では、「心理的虐待」が占める割合が多く、40%前後で推移している状況です。

さらに、様々な理由により家庭での養育が十分に期待できない子どもに対しては、里親制度の活用や児童福祉施設の機能の充実を図るとともに、地域社会も連携して社会全体で子どもの自立を支援する仕組みづくりが必要です。

## ⑥ 子どもの貧困対策

わが国の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しいとの指摘があります。島根県でも、以下に示すとおり、生活保護や就学援助など経済的支援を受けている子どもやひとり親家庭の子どもが増え、子どもの貧困の拡大が認められます。

島根県の生活保護<sup>\*9</sup>の被保護者のうち19歳以下の者の実数をリーマンショック前年の平成19年と直近の平成25年とを対比すると、482人から817人と70%近く増加しています。また、被保護者に占める19歳以下の者の割合も11.1%から13.4%へ2ポイント以上上昇しています。19歳以下の被保護者は近年、実数、割合とも大きく増えています。

就学援助を受けた児童生徒の数を平成19年と平成25年とで対比すると、要保護<sup>\*10</sup>が262人から405人に、準要保護<sup>\*10</sup>が6,172人から7,601人に増え、合計では6,434人から7,601人へと約24%の増加となっています。また、就学援助を受けた児童生徒の割合を見ると、要保護と準要保護の合計で、10.65%から14.59%へと、4ポイントの上昇を示しています。

ひとり親家庭の世帯数は年々増加しており、平成12年では5,979世帯であったのが、平成25年には9,069世帯と1.5倍に増加しています。このうち父子世帯の数と構成を見ると、平成12年では1,006世帯、総世帯に占める割合は0.38%で、平成25年では1,493世帯、0.52%と、数、構成比ともに大きくなっています。

子どもの貧困は、子どもが持っている資質や能力の十分な発揮を妨げ、ひいては将来の社会にも大きな損失をもたらすものであり、社会全体で取り組まなければならない課題です。

---

\*9【生活保護】生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、自立を助長する制度。

\*10【要保護】【準要保護】生活保護の対象となる「要保護」と要保護に準ずる程度に困窮していると市町村が独自の基準で認定する「準要保護」の2種類がある。

## (4) 家庭・学校・地域・職場の現状と課題

### ① 家庭

現在の親の多くは、子どもを大事に思い、教養や能力を高めるためにはお金を惜しまないなど、子どもの希望や欲求に応えるよう努めてきました。

その一方で、核家族化の影響もあり、過保護や過干渉、放任などが見られ、親自身の体験や経験不足、価値観の多様化、自己中心的な考え方、規範意識の低下等を反映して、本来家庭が担うべき基本的な生活習慣や社会のルールやマナー等のしつけを保育所や学校に任せきりにしたり、子どもをきちんと叱ることができなかつたりといった問題が指摘されています。親子のふれあいやコミュニケーションの不足、子どもに家族の一員としての役割がないなど、子どもの自主性や社会性を育む上でも、家庭の教育力の低下が大きな課題となっており、親自身の学びの場が必要となっています。

近年、男女共同参画による子育ての意識は広がってきており、地域ぐるみでの子育てを支援する施策も進められていますが、子育てに負担感や孤立感を感じる親は依然少なくありません。

### ② 学校

家庭の教育力の低下や地域との交流の希薄化が指摘される中、これまで学校は家庭や地域社会からの期待に応えて、子どもたちに関わる様々な教育活動を行ってきました。しかし、教育課題への対応等で教員は多忙になり、子どもたちとふれあう時間が十分に確保できない状況を生んでいます。

学校の大きな役割の一つは、子どもに社会を生き抜くために必要な確かな学力を身に付けさせることです。島根県において学力低下が指摘される中で、現在進められている少人数授業等の個に応じた指導や学習習慣の確立に向けた取組等に加えて、子どもたち自身が学びの意義を理解し、主体的に学びに向かうような教育の充実が必要です。

また、人権意識の高揚、倫理観の醸成等、人間としての生き方を学ばせる心の教育の推進も、学校の大きな役割の一つです。

さらに、勤労観・職業観を育て、社会の変化に適切に対応し、主体的に社会参画できる力を育てることも、将来の社会的・職業的自立に向けて欠くことができません。本県の青少年は、高校卒業後に県外へ進学し就職する場合も多いことから、どこで暮らしていても郷土に愛着と誇りを持ち続けるようにすることが大切です。

こうした諸課題に対処していくためには、家庭や地域社会、関係諸機関と連携しながら適切に役割分担をし、学校が本来の機能を十分に発揮していくことが重要です。

### ③ 地域社会

生活形態の相違や価値観の違い等から、地域住民の意識の多様化が進み、従来

からの地縁的で共同体的な関係が弱体化しており、隣近所に無関心など、人間関係が希薄化しています。

また、地域活動に積極的に参加しない親が増えたことなどにより、子ども自身も地域との関わりが少なくなってきました。地域住民には子どもの姿が見えず、子ども自身も多様な人間関係の中で、社会性を身に付けることが難しくなっています。

地域では、青少年を対象とした様々な活動が行われていますが、大人主体の企画・運営になっていることもあり、青少年にその活動意義や魅力が十分に伝わらず、大人側の自己満足に終わっている場合も見受けられます。

社会に貢献できる青少年を育成するためには、既存の活動を見直し、これまでの地縁的共同体の枠にとらわれない、青少年の参画を促す新たなコミュニティーや地域活動を創造することが不可欠と言えます。

また、多様な子育て環境の中で、今の地域社会がどのように家庭教育、学校教育に関わっていくか、支援できるかなどを様々な方面から見つめ直し、考え、行動する必要があります。

#### ④ 職場

人生を有意義に生きる上では、勤労による自己実現も大きな要素であり、青少年健全育成の場として、家庭・学校・地域に加え、「職場」をクローズアップする必要があります。

仕事と家庭生活の両立及び余暇活動充実への啓発・支援を進め、勤労者自身の自己啓発や社会人としての地域活動への参加が一層図られるよう取り組むことが重要です。それには、個々の勤労者の意識改革はもとより企業自身の意識改革が必要であり、企業が地域社会の一員として、地域や学校等への協力・支援を深めるなど一層関わっていくことが求められます。

青少年が自らの能力を発揮し働きがいを感じることができるような職場づくり、雇用の場の確保に努めながら、郷土への定住を図ることが必要です。

## 第2章 青少年育成の基本的な考え方

### (1) 島根の青少年育成に向けた視点「スサノオ」

島根は、変化に富んだ豊かで美しい自然に囲まれており、また、全国に誇るべき文化財等が数多くあります。「出雲国風土記」や「古事記」等に見られる出雲を舞台とした神話もその一つと言えます。

神話の中のスサノオ（素戔嗚尊・須佐之男命）は、短所もあり失敗も重ねていますが、一方で、「ヤマタノオロチ退治」などに見られるように勇気や知恵、負の要素をも生きるエネルギーに変えるような力強さを備えています。このようなスサノオが、悩み、考え、そして行動する姿は、一生懸命に生きていこうとする現代の青少年にも重なって見えます。

本県の青少年には、豊かな歴史文化と美しい自然環境に満ちた郷土に誇りを持ち、将来の島根を担う主役として、自分の夢や目標を描きながらたくましく育てほしいと願っています。

こうした願いを込めて、島根の青少年の育成の視点として、「スサノオ」を提唱します。

#### 育成の視点「スサノオ」

- ス 健全育成の「すそ野」を広げる。
- サ 誰もの「参画」を促す。
- ノ 青少年の「能力」を活かす。
- オ 自然や年長者の「恩恵」を受ける。

① **健全育成の「すそ野」を広げる ～大人の意識改革の推進～**

青少年の健全育成には、大人の意識改革が重要です。人が子どもを産み育て、他者と関わりながら共に社会を形成して生きていることの意味を改めて考えてみる必要があります。

同時に、現在の社会をつくったのは今の大人であることを自覚する必要があります。すべての大人が子どもに関心を持ち、次世代を育成する社会的責任を認識し、規範意識や社会のルールを守る意識を高めていくなど、健全育成の「すそ野」を広げる必要があります。自分の生き方や考え方を振り返り、大人自らが子どもの良き手本となることが必要です。

② **誰もの「参画」を促す ～青少年は地域で育む～**

今日の青少年問題は、社会構造や環境の変化等、様々な要因が複雑に絡み合って生じています。多様な子育てを支援する体制づくりや地域の子どもは地域で守り育む気運の醸成を進め、家庭・学校・職場を含めた地域全体で子どもに関わっていく必要があります。既存の青少年育成団体や指導者だけではなく、青少年を取り巻く様々な人々が「参画」し、連携・協力して具体的な取組を進めていくことが必要です。

③ **青少年の「能力」を活かす ～青少年の社会参画の促進～**

子どもは親とは別個の人格です。人としての権利を持つとともに能動的な存在として子どもをとらえることが大切です。自分の考えを持ち、自己を表現し、他者を理解し、他者に働きかけ、自ら行動していく、そうした子どもの「能力」を積極的に評価し、伸ばし、活かすことが必要です。大人がお膳立てした中で青少年が受動的に活動する過去の健全育成の在り方を反省し、青少年が主体となる活動や施策への転換を図る必要があります。

また、青少年がたとえつまずいても、自分で立ち上がり再びチャレンジできるきっかけを提供し、見守り、受け入れる社会づくりが必要です。

④ **自然や年長者の「恩恵」を受ける ～島根の特徴を活かした青少年育成～**

島根県においては、中山間地域を中心に、子どもが成長していく上での大きな糧となる豊かな自然や人と人とのつながりが比較的残っています。また、各地に伝統芸能や伝統行事が受け継がれており、他県に誇ることのできる歴史文化も数多くあります。様々な知識や技能を有し、地域の支えとして活躍している元気な高齢者も多く、高齢者の子育ての体験や知恵が家庭や学校、地域で活かされるよう、青少年やその親との世代を越えた交流を深めることは、青少年の健全育成を進める鍵となります。

ふるさとを愛し、地域の良さを守り伝えていこうとする青少年を育む上では、自然や高齢者等の「恩恵」を受けるなど、島根県の特徴を活かしていくことが必要です。

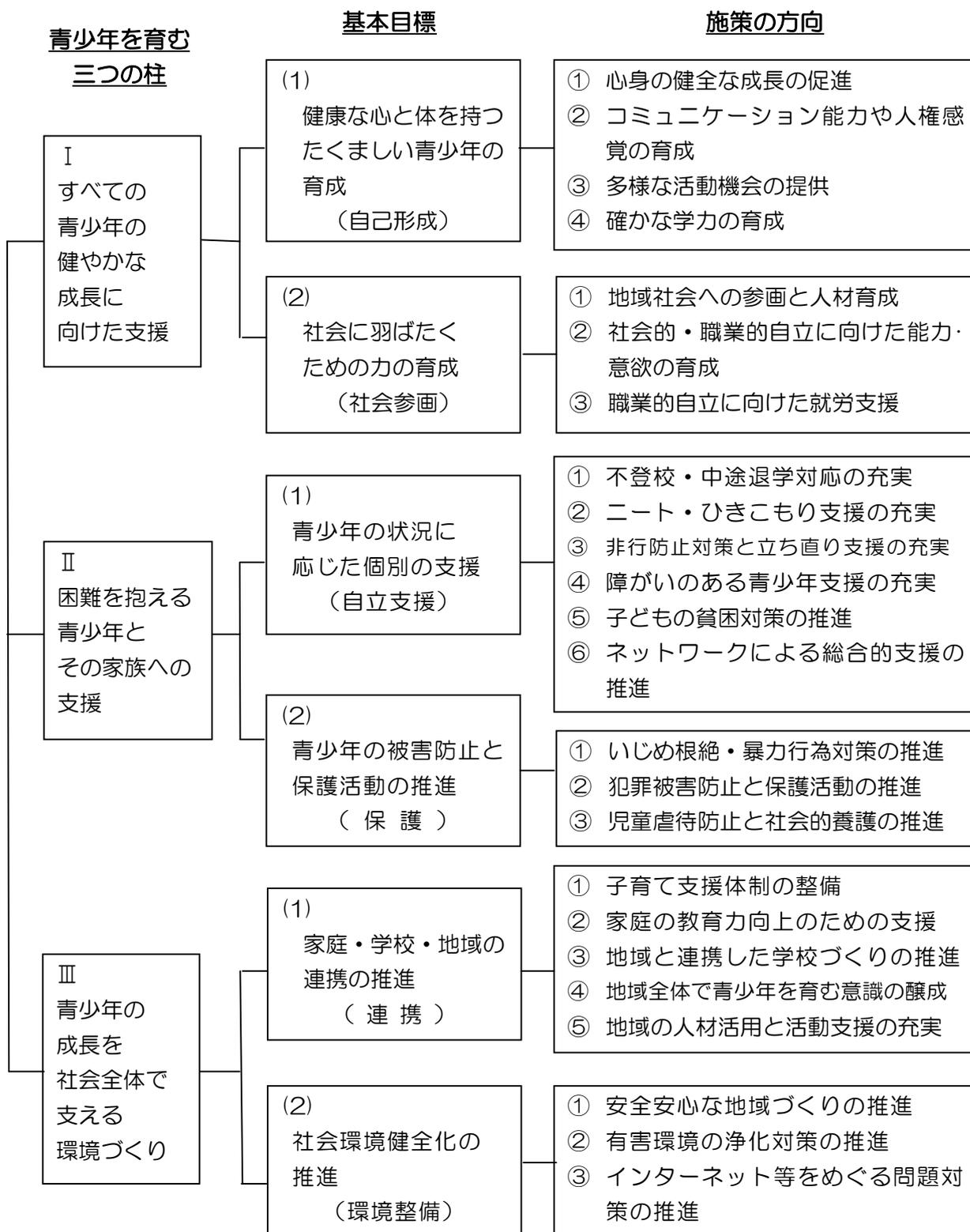
## (2) 基本理念（青少年育成の目指す方向）

次代を担う青少年が心豊かにたくましく成長することは、すべての親の願いであるとともに、私たち大人に課せられた重要な使命です。青少年をめぐる現状と課題を踏まえ、このプランでは、県民の皆さんや関係機関・団体等との連携、協力のもとに次に掲げる青少年を育てることをめざしています。

- ① 自分の人生に夢や希望、目的意識を持ち、自分で考え責任を持って発言や行動ができる、**主体性・自律性**のある青少年
  
- ② 自分を大切にするとともに他者を尊重し助け合う心、自然環境等を守る心、何事にも感謝する心を持った、**人間性・協働性**のある青少年
  
- ③ ふるさと島根を愛し、地域社会に貢献できる能力、態度を持った、**社会性・創造性**のある青少年

# 第3章 青少年育成の施策展開

## (I) 施策展開図



## (Ⅱ) 基本方針・主な取組

### I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援

#### (1) 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成（自己形成）

##### ① 心身の健全な成長の促進

子どもが心身ともに健全に成長するためには、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な休養と睡眠」等、望ましい生活習慣の確立と他者を尊重する心や感謝する気持ち、倫理観を育成すること等が大切です。

子どもの生活の基盤は家庭にあります。家庭が心安らぐ居場所となるよう、親子での活動やスキンシップ、会話などを通じてコミュニケーションをとるよう心がけ、子どもが自立できるように必要な力の素地を培うことが大切です。子どもを信頼するとともに、子どもの行動や考え方に関心を持ち、理解しようと努めることが、非行などの問題行動の防止にもつながります。

##### ○ 生活習慣の確立

近年、食生活の乱れや夜型生活等の生活様式の変化から、子どもにも肥満、糖尿病、高血圧などの生活習慣病が現れるようになってきました。規則正しい生活習慣、家庭でのバランスのとれた食事はもちろん、食について自ら学び考える態度が大切です。親が子どもの健康と成長を考え、大人中心の生活リズムを子どもに押し付けないよう啓発するとともに、各種相談事業の充実を図ります。

- ・生活習慣改善に係る先進的な取組の普及
- ・健康づくりに係る専門家や団体を学校や地域へ派遣

##### ○ 学校・家庭・地域が連携した食育の推進

栄養バランスのよい食事、地場産物を活用した学校給食の充実等を通して、健康な体を育むとともに、食べ物の大切さやマナー、地域の人など食物の生産にかかわる人々への感謝の心など、たくさんのことを学ぶことができます。栄養教諭を中核として学校、家庭、地域が連携して、食育の充実を図ります。

- ・栄養バランスのとれた朝食や和食メニューのレシピ普及
- ・「しまね・ふるさと給食月間」を中心にして地場産物を活用した給食提供の実施
- ・食育情報総合サイトによる情報発信

##### ○ 未就学児への運動遊びの推進

未就学児の段階から親子での運動遊びや多様な運動を体験することは、身体を動かす楽しさや心地よさを感じ、大人になっても生涯スポーツを楽しみ、健康な身体と心の発達に良い影響を及ぼします。現在課題とされている運動習慣の二極化の改善も進めていきます。

- ・親子運動プログラムの実施
- ・スポーツ・レクリエーションを活用した運動遊びの実施

#### ○ 子どもたちの体力づくりの推進

小・中学生の体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣、運動意欲の向上をめざした授業の充実や運動プログラムの実践等の取組を推進します。

- ・子どもたちの運動意欲を高めるプログラムの普及と充実
- ・体力づくりの研究の成果や運動遊びの普及
- ・体力づくりに係る専門家や団体の学校・地域への派遣
- ・レクリエーション協会、放課後子ども教室等と連携した取組の充実
- ・女子の運動離れや運動部活動離れに対応した教材の工夫・開発等による授業の改善

#### ○ 妊娠・出産・育児に関する教育の推進

次世代を担う児童生徒が生命の尊さや家庭の意義などを理解し、親心を育めるよう、乳幼児やその母親等と関わる体験活動を推進します。

- ・助産師の行う「生の楽習講座」
- ・乳幼児との関わり体験

#### ○ 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進

未成年者の飲酒や喫煙、危険ドラッグを含む薬物使用は法律により禁じられているとともに、これらが成長段階にある青少年の身体と心に悪影響を及ぼすことを強く訴えていく必要があります。関係省庁・業界団体との連携のもと、教材・啓発資料の配布、自主規制への啓発、販売時の年齢確認の徹底等を図ります。

- ・薬物乱用防止教室の実施
- ・未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止のチラシ作成、街頭キャンペーン等による啓発

#### ○ 民間機関と連携した健康教育の推進

思春期の男女に生命の尊厳や正しい性知識、性感染症等の知識等の普及啓発を学校や家庭で進めるため、教材資料づくりや保護者等の啓発を図ります。また、個々のケースに応じて関係機関や専門医と緊密に連携して相談体制の充実を図ります。

- ・子どもたちの心や体の悩みに対して適切に対応できる専門医派遣、相談事業の実施

#### ○ 若年層に対する自死対策の充実

児童生徒が命の尊さや生きることを意味を考えたり、生活上の困難・ストレスに直面した時の対処方法を学んだりするなど、自死を未然に防止する教育の充実や心の健康の保持・増進に関する普及活動を通じて、県民一人ひとりの気づきと見守りを促します。また、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応を行うことができる「ゲートキーパー」の養成や教職員に対する普及啓発等、早期対応のための人材を養成し

ます。

## ② コミュニケーション能力や人権感覚の育成

高度情報化社会の中、人間関係の希薄化が指摘されています。家庭や学校、地域が連携して多様な交流機会や各種の体験活動を提供し、青少年のコミュニケーション能力や社会性を高めることが重要です。加えて、多くの情報を的確に取捨選択し、自分で判断できる能力の育成が重要です。

また、国際社会の一員として、幅広い視野を持ち、国際理解を進めることが必要です。相互理解に立った差別のない公平な社会をめざし、生涯を通じて人権感覚の育成を図ることが必要です。

### ○ 「しまねのふるまい」の推進

子どもたちが将来、社会の中で生きていくために必要なあいさつ、礼儀、時間や約束を守るなどの基本的な「ふるまい」の定着を図ります。また、「しまねのふるまい」についての県民の理解を深め、学校・家庭・地域と連携して、県全体での定着に向けた取組を推進します。

- ・学校生活において「ふるまい」定着の視点を入れた取組の充実
- ・ふるまい推進指導員の派遣による研修の支援
- ・公民館等における「ふるまい」定着に向けた取組の推進

### ○ 体験を通じた社会と関わる力の育成

様々な人との交流や体験活動の中で、コミュニケーション能力が養われるよう、同世代・異世代交流の機会提供を進めます。特に、幼児期から小学校低学年にかけての早い段階から「社会性」を身に付けることが重要であり、保護者や保育所、幼稚園、小学校等が連携して社会参加を促進する必要があります。体験活動を積むことの有益性について、関係機関が家庭に啓発し、子どもたちのチャレンジを後押しします。

- ・学校と連携した青少年の長期宿泊体験の支援
- ・公民館等における青少年を対象とした体験活動の推進
- ・県立社会教育施設等における子どもの体験活動を通じた保護者への広報・啓発

### ○ 情報活用能力の育成

メディアからの膨大な情報に対し、適切な判断ができるよう、情報の望ましい活用能力（メディア・リテラシー）の育成を図ります。特に、学校等におけるインターネットに対応した学習環境の充実や法令の遵守とモラルに配慮した情報教育を推進します。

- ・ICT\*11を活用した授業・学習の推進

---

\*11【ICT】Information and Communication Technologyの略。コンピューターやインターネット等の情報通信技術のこと。

## ○ 情報モラルの育成と保護者への啓発の推進

子どもたちのスマートフォン・携帯電話の使用時間は、増加傾向にあります。長時間にわたる電子メディアとの接触が子どもたちの生活習慣や健康に与える影響が懸念されます。電子メディア使用上の弊害について、学校、家庭や警察などの関係機関が連携し、小学校の早い段階から子どもたちに対して周知し、情報モラル\*12 の育成に取り組むとともに、保護者への啓発等を行います。

- ・情報モラル教育に関する教職員向け研修の実施
- ・インターネットの長時間利用が健康や生活習慣に与える影響に関する指導の実施
- ・情報発信の際の個人情報管理や人権侵害への配慮に関する指導の実施
- ・インターネット利用上の課題に関する保護者への啓発の実施
- ・不適切な書き込みを定期的に検索するネットパトロール\*13 の実施

## ○ 国際化に対応するための言語能力の育成及び多文化意識の醸成

小学校では、外国語活動等を通して英語に慣れ親しみながら世界の様々な人々や文化に対する理解を深めます。また、中学校・高等学校では、英語を使って思いや考えを伝えあうことができる言語能力を育成する、小学校から高等学校まで見通しながら、国籍等による文化や価値観の違いを理解するなど、国際化に対応できる基礎的な言語能力と多文化共生を進める意識を育成します。

- ・ALT\*14 やICTの活用による英語学習への意欲を高める指導の工夫・改善
- ・CIR\*15 の学校訪問や地域の国際交流活動等による異文化理解の促進

## ○ 地域全体での人権教育の推進

子どもから大人までを対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供を推進します。また、地域における人権・同和教育関係者による情報交換や人権・同和教育の解決に向けた取組に関する地域ぐるみでの協議を実施します。さらに、地域における人権・同和教育を推進する指導者を養成する研修を充実するなど、すべての年齢層を対象に人権に関する理解や認識を深めていきます。

- ・人権啓発フェスティバル開催による県民への啓発の実施
- ・地域の人権・同和教育推進のためのネットワークづくりの促進

---

\*12【情報モラル】情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つことや、危険回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピューターなどのICT機器の使用による健康とのかかわりを理解することなどが含まれる。

\*13【ネットパトロール】インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害等から子どもたちを守るため、早期発見・早期対応の観点からサイト等の検索・監視を行う取組。

\*14【ALT】Assistant Language Teacher の略。日本人の教員と協力して、外国語科の授業でチーム・ティーチング（共同授業）等を行う外国人指導助手のこと。

\*15【CIR】Coordinator for International Relations の略。県や市町村役場において地域の国際交流事業等を進める外国人職員のこと。

- ・ P T A を対象とした人権・同和教育の推進
- ・ 行政関係者・公民館等職員研修の実施
- ・ 人権啓発指導者養成講座の実施

### ○ 男女共同参画社会に向けた取組

男性も女性もお互いの人権が尊重され、県民一人ひとりの個性や能力が十分に発揮でき、お互いが責任をもっていきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を、行政と県民・事業者が共通理解のもとに、相互に連携協力し、総合的・効果的に進めます。また、配偶者からの暴力（DV）予防のためには、若い時からのDVに対する認識が必要であり、交際相手からの暴力（デートDV）の予防のためにも、若年層を対象とした啓発を行います。

## ③ 多様な活動機会の提供

子どもは「社会の宝」と言われるように、社会全体が子育て・子育てに責任を持ち、また支援をしていかなければなりません。年長者が年少者の育ちに対して責任を自覚することが必要です。そのためには、次世代育成の意義と意識を早い段階から子どもたちに伝える教育を実施していくことが求められます。

また、将来、親として、社会の一員として次世代を育成していく力を培うために、異年齢交流等を進めるなど、自己理解・他者理解能力を養う教育を充実する必要があります。

### ○ 学校教育における次世代育成意識の育成

教科学習や総合的な学習の時間等を活用し、家庭の大切さや将来社会を担うとともに次の世代を育てていく責任について、子どもの発達段階に応じた学習を進めます。

### ○ 体験を通じた社会と関わる力の育成

子どもたちに人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育てます。また、ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して自己有用感の育成に取り組みます。

- ・ 学校と連携した青少年の長期宿泊体験の支援
- ・ 公民館等における青少年を対象とした体験活動の推進
- ・ 放課後や休日等における異年齢集団での交流・体験機会の提供

### ○ 体験活動を通じた子どもたちの豊かな心の育成

家庭や地域との連携によるボランティア活動や自然体験等の体験活動を通じて、自分自身の価値を認識させるとともに、他者への思いやり等を育みます。

- ・ 地域の豊かな自然、歴史、文化と触れ合う体験活動の充実
- ・ 学校における音楽、美術、演劇等の鑑賞活動の充実
- ・ 地域の伝統行事への参加の促進

## ○ 県立施設における体験活動の充実

青少年の家「サン・レイク」や少年自然の家、県立図書館、宍道湖自然館「ゴビウス」、三瓶自然館「サヒメル」、しまね海洋館「アクアス」等の各県立施設において、魅力ある事業展開や広報に努めるなどの利用促進、青少年の様々な体験活動の充実を図ります。

- ・青少年を対象とした体験プログラムの開発と成果の普及
- ・学校と連携した青少年の宿泊体験活動等の支援

## ○ 読書習慣の確立に向けた取組の推進

学校、家庭、地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組を推進するとともに、家庭や学校での読書活動を推進します。

- ・親子読書アドバイザー\*16 やしまね子育て絵本の活用による親子で本に親しむ活動の推進
- ・「読みメン」プロジェクト\*17 を通じた男性による絵本の読み聞かせの促進
- ・バリアフリー資料\*18 の整備など、すべての子どもの読書を保障する環境の整備

## ○ 社会教育施設における体験活動の実施と情報提供

地域の図書館や公民館等の社会教育施設が、青少年のニーズに合わせて幅広く活用されるよう青少年を対象とした体験活動の実施情報提供等の支援を行います。

## ○ 総合的な放課後児童対策の推進

放課後子どもプラン（放課後児童クラブ・放課後子ども教室\*19）などの取組を中心に総合的な放課後児童対策を推進します。放課後子ども教室等における異年齢集団での交流・体験活動を提供し、人と人との関わりを主眼とした活動を多く体験させ、人間関係を構築する力を育みます。また、ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して、自己有用感の育成に取り組みます。

---

\*16【親子読書アドバイザー】島根県教育委員会が養成する、親子読書（絵本の読み聞かせ）の大切さについて、講師として話をすることができる研修を受けた地域のボランティア。

\*17【「読みメン」プロジェクト】島根県教育委員会が実施する、男性、とりわけ父親に絵本の読み聞かせの楽しさを体験してもらい、絵本を使った子育てへの参画を促すプロジェクト。

\*18【バリアフリー資料】障がいのある人や外国とつながりのある人など、市販されている本あるいは図書館の蔵書がそのままの状態では「読めない」「読みにくい」読者にとって読みやすい本及び電子書籍の総称。「バリアフリー図書」とも言う。

\*19【放課後子ども教室】子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、地域の方々の参画を得て、すべての子どもを対象として放課後や週末等に様々な活動を実施するために設けられた安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）。

#### ④ 確かな学力の育成

「第2期しまね教育ビジョン21」で示しているように、急速に変化する社会を生き抜いていくためには、様々な状況変化に的確な対応がとれるよう、「知識・技能」と「思考力・判断力・表現力、問題発見・解決力など」のいわゆる「学んだ力」に加え、「学習意欲、知的好奇心、学習計画力」等のいわゆる「学ぶ力」の双方を身に付けることが必要です。

そのために、就学前から高等学校まで一貫した方針のもと、学校全体の組織的な取組により、発達段階を踏まえた学力の育成を図っていきます。また、学力の育成を進める上では家庭の役割も大きいことから、家庭との連携も進めていきます。

##### ○ 「学ぶ力・学んだ力」の育成

小学校段階から知識や技能を身に付けたり、それらを活用したりする「学んだ力」を高めるとともに、主体的に学び、向上しようとする「学ぶ力」が育成できる指導の工夫・改善を推進します。

##### ○ 学校図書館やICT機器を活用した教育の推進

学校図書館やICT機器を活用した授業等を通して、子どもたちに情報を活用する力を育みます。そのための情報リテラシー及び学校図書館やICT機器活用に関する教員研修の充実を図ります。

##### ○ 家庭学習の充実

家庭学習の必要性や在り方について家庭に対して積極的に情報提供するとともに、家庭学習が充実するよう、授業と家庭学習をつなぐためのきめ細かな指導の充実を図ります。

### (2) 社会に羽ばたくための力の育成（社会参画）

#### ① 地域社会への参画と人材育成

本県の美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、学校教育に協力的な人材の恵まれた教育資源を積極的に活用し、地域を支える次世代を育成することが求められています。青少年が地域と積極的に関わり、様々な実体験を積み重ねる中で自主性や社会性を獲得し、地域社会へ参画していくことが重要です。それには、異年齢の活動や地域の連帯感を強化するため、地域の魅力やイベント情報、地域が抱える課題等を青少年に確実に伝える努力をする必要があります。

また、青少年が主体となった活動を推進し、その意見及び行動力を地域での様々な活動の活性化や地域環境づくりに活かすような仕組みづくりが重要です。

## ○ ふるさと教育と関連付けた取組の推進

子どもたちが学校の学びと地域や社会との接点を意識し、学ぶことと生きていくこと（働くこと）の関連性を理解する取組を推進します。また、ふるさと島根に貢献しようとする心を育みます。

- ・地域の「ひと・もの・こと」を活用し、地域の魅力や課題の理解が進む指導の推進
- ・地域・島根と日本・世界との関連性を意識し、幅広い視野でふるさとをとらえることができる指導の推進
- ・地域医療等、地域の担い手確保をテーマとした取組の充実
- ・職場・企業見学や職場体験・インターンシップ\*20等、県内企業への理解を促進する取組の充実

## ○ 社会参画の促進

様々な地域活動において、広く青少年を公募したり、自治会や公民館と子ども会や児童会・生徒会等が連携したりして、企画段階からの青少年の参画を促し、青少年が参加しやすい活動を設定する必要があります。また、地域で子どもと大人と一緒に「遊び」をつくり、楽しむ機会を持つことも大切です。あわせて、青少年の意見をくみ取り、まちづくり全般に活かせるようなシステムづくりを働きかけます。

- ・中高生等のリーダー養成、子ども議会やアンケート実施等によるニーズ把握
- ・公民館等が行う地域づくり活動への参加等を通して、地域を活性化しようとする青少年の育成
- ・地域での体験を豊かにすることを通して、積極的に地域活動に参画しようとする青少年育成の育成

## ② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成

子ども・若者の社会的・職業的自立のためには、幼児期・学童期から、発達段階に応じたキャリア教育\*21を通して、勤労観・職業観の育成を図るとともに、自立に必要な能力を身に付けることが大切です。また、進展する消費社会の中では、節度ある金銭感覚を身に付け、自らの欲求をコントロールする力の育成が重要です。

高等教育機関は、専門的な知識と幅広い教養を身に付けた人材を育成する役割を担うとともに、複雑多様化する社会の中であって、青少年の自己認識を深め、豊かな人間性や社会に貢献する意欲を育む役割も持っています。今後とも、地域の特性を活かした高等教育の充実を図るとともに、地域との連携に一層取り組むことが求められます。

---

\*20【インターンシップ】生徒が企業等において実習・研修的な職業体験をすること。

\*21【キャリア教育】中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について（答申）」（平成23年1月31日）の中で、「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育」と定義されている。

また、学校を卒業した若者が就業に必要な知識や技術・技能を身に付けることができるよう充実した職業訓練の機会を提供することが重要です。

#### ○ 勤労観・職業観の育成

将来の夢や職業適性等を見据えながら、働くことの楽しさや大切さを認識するよう発達段階に応じて勤労意欲や職業観を養い、職業的自立を支援するため、職業セミナー、職場体験等の取組を進めます。また、無職若年者に対する対応方策の研究を進めます。

- ・ 将来の職業や生き方を意識できる学習活動の充実
- ・ 社会人講話、職業意識啓発セミナー等、社会や職業について考える活動の充実

#### ○ 発達の段階に応じた職業体験の充実

次代を担う青少年が、働くことの大切さ、将来の職業について考える契機とするため、幼少期からの職場見学の実施や青少年の職場体験の機会の拡充等、学校教育への企業の協力を促します。

- ・ 職場・企業見学、職場体験等、地域との協働による体験活動の充実
- ・ 企業見学やインターンシップ等、県内企業への理解を促進する取組の充実

#### ○ 節度ある金銭感覚の育成

消費社会を生き抜く力を育成するため、学校や家庭、地域と連携して発達段階に応じた消費者教育を進めます。また、クレジットや消費者金融、インターネットショッピングの仕組み、携帯電話等による消費者トラブルについて広報啓発し、経済社会の一員として「自立した消費者」の育成を図ります。

- ・ 研究校の指定による金銭・金融教育の充実

#### ○ 大学生等に対する人材育成

大学と地域、県内企業とのパートナーシップを確立し、在学中から卒業後に地域で活躍できる人材の育成をめざします。

#### ○ 若年者に対する人材育成

就業に必要な知識や技術・技能を身に付けることができるよう、高等技術校で充実した職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関等において、多様な分野における職業訓練を提供します。

#### ○ 青少年技能者の技術・地位向上と技能尊重の気運醸成

技能検定制度の普及や技能競技大会への選手派遣、技能者の表彰等により、青少年技能者の技術と地位の向上を図るとともに、ものづくり体験等を通じて技能尊重の気運醸成に努めます。

### ③ 職業的自立に向けた就労支援

若年者雇用、フリーターや転職者の職場定着、Uターン者の奨励等の若者の島根定住について、ジョブカフェ\*22 しまね、地域若者サポートステーション\*23 をはじめとする関係機関が連携を強化し、就労支援の充実を図ります。

#### ○ 高校生等に対する就労支援

高校と地域、県内企業とのパートナーシップを確立し、地域で活躍できる人材の育成を図るとともに、公共職業安定所に配置されている「学卒ジョブサポーター」により、学校と関係諸機関との連携を更に深め、円滑・的確な就労を支援します。

・ハローワーク、ジョブカフェ等との連携による就労支援の充実

#### ○ 大学生等に対する就労支援

新卒者（卒後3年程度の既卒者を含む）の県内就職を支援します。また、しまね若年者就業支援センター（ジョブカフェしまね）を中心に、地元企業との就職面接会である「就職フェア」の開催や就職支援セミナー、職業相談、職業訓練情報の提供、職業紹介の支援策の充実を実施します。

#### ○ 既卒者・社会人に対する就労支援

県内企業への就職を希望する者に対して、適職選択のための各種セミナーの開催、きめ細かな職業相談、職業紹介等の支援及び情報提供を実施します。

#### ○ 若年起業家に対する起業支援

起業を志す者であれば、年齢に関わりなく各種助成制度や研修等の情報提供、起業家同士の交流機会の提供等を行います。

---

\*22【ジョブカフェ】平成15年に国が策定した「若者自立・挑戦プラン」の中核的施策に位置付けられたもので、地域の実情に合った若者の能力向上と就職促進を図るため、45歳未満の若年者を対象として雇用関連サービスを1カ所でまとめて受けられるようにした就職支援のワンストップサービスセンター。

\*23【地域若者サポートステーション】厚生労働省が認定したNPO法人等が、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などの就労に向けた支援を行う施設。

## II 困難を抱える青少年やその家族への支援

### (1) 青少年の状況に応じた個別の支援（自立支援）

#### ① 不登校・中途退学対応の充実

本県は、不登校児童生徒数の割合が全国より高く、不登校対策を重要課題と位置づけて様々な施策を実施しているところです。高等学校及び特別支援学校高等部における不登校は、中途退学に至るケースも多く、いわゆるニート、ひきこもりといった社会的問題とも関連していること等も指摘されています。また、不登校児童生徒や中途退学した若者への支援に当っては、児童生徒など若者の将来的な社会的自立に向けて支援するという視点に立つことが重要です。

不登校・中途退学の要因や背景は様々であることから、学校における指導体制の充実はもとより、学校と教育委員会は、家庭や関係機関等と積極的に連携を図り、日頃から情報交換や役割の分担等のできる連携体制を築いていけるよう努めていきます。

#### ○ 組織的な支援体制の整備

児童生徒が抱える困難な状況が長期化・深刻化しないよう、相談員（子どもと親の相談員・中学校クラスサポートティーチャー・教育相談員等）を配置して、組織的な対応体制を整備します。また、スクールソーシャルワーカー（子どもたちが置かれた様々な環境の問題に直接働きかけ、関係機関との連携や調整を行う福祉の専門家）を配置して、児童生徒やその家庭の状況に応じた支援を行う体制の充実を図ります。

- ・子どもと親の相談員の配置による支援体制の整備
- ・スクールソーシャルワーカーの配置による支援体制の充実

#### ○ 教育相談体制の充実

スクールカウンセラー（心理の専門家）の配置や活用を拡充し、学校内の教育相談体制を整えます。また、県教育センターへのいじめ相談テレフォンの設置や教育相談の実施等を通じて、教育相談体制の充実を図ります。

- ・スクールカウンセラーの全中学校・県立高校への配置の継続と小学校への配置の拡充
- ・いじめ相談テレフォンの実施や他機関が実施する電話相談との連携の充実

#### ○ アンケート調査を活用した学級集団づくりの推進

アンケート調査を活用した親和的な学級づくりや魅力ある学校づくりに努め、不登校や中途退学にいたる前に早期対応を心がけます。

- ・アンケート調査等を活用した不登校や中途退学を未然に防止する取組の推進

## ○ 多様な学びの保障

教育支援センター\*24（適応指導教室）等の運営を支援し、不登校の子どもが集団生活に適応したり学習に取り組んだりできる多様な学びの場を整えます。

- ・教育支援センター（適応指導教室）等の運営支援の推進

## ○ 社会参画に向けての連絡・調整

中学卒業直後及び高等学校等を中途退学直後に進路が未決定であり、ひきこもり等が懸念される若者への支援として、連絡調整員を配置して関係機関との連絡を図り、本人の就労や進学に向けた調整を行います。

- ・連絡調整員による進路未定者の状況把握及び学校や関係機関等の連携による就学・就労に向けた働きかけの実施

## ② ニート・ひきこもり支援の充実

青少年の自立のためには、職業意識の啓発や職業訓練などを個々の状況に応じて行うことにより、能力の開発を図り、本人に適した職業選択ができるよう支援する必要があります。

ひきこもりは、当事者や家族だけの自助努力だけで解決することは難しく、当事者の意思を尊重しつつ、官民一体となった、柔軟で緩やかな支援ネットワークを構築して支援にあたることが求められています。また、ひきこもりの長期化が問題となっており、社会参加が難しくならないよう早期からの支援が大切です。そのために、ひきこもり支援センターを中心として、適切な相談体制を充実させるとともに、支援ネットワークづくりに努め、居場所の提供等、状況に応じた細やかな支援を推進します。

## ○ ニート、フリーター支援

ニート、フリーターに対しては、地域若者サポートステーション及びジョブカフェを中心に個別相談の実施やセミナー開催、就労体験等による支援を行い、就労観

- ・就業意欲の醸成を図るとともに、ハローワークなどの就労支援機関と連携して、より本人に適した職業選択ができるよう、一貫した支援を行います。

## ○ ひきこもり支援の充実

心と体の相談センターに設置した「ひきこもり支援センター」において、市町村等と連携し、ひきこもり状態にある当事者や家族からの相談に応じるとともに、関係機関に対しての専門的支援に努めます。

- ・ひきこもり家族教室の開催
- ・小集団グループ活動
- ・市町村等関係職員に対する研修会の開催

---

\*24【教育支援センター】（適応指導教室）不登校の子どもたちに対して集団生活や学習の機会を提供し、学校への復帰や社会生活への適応ができるようにすることを目的とした市町村の施設。

## ○ ひきこもり支援ネットワークの構築

島根県ひきこもり支援連絡協議会において、当事者及び家族の支援に携わる関係機関の連携を強化し、支援体制の充実を図るとともに、県内のひきこもり支援が円滑に推進されるように努めます。

- ・ 島根県ひきこもり支援連絡協議会の開催
- ・ 支援情報の発信や普及啓発活動の推進

## ③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実

心身ともに成長期にある子どもは、些細なきっかけから非行に手を染める場合もありますが、一度非行を犯すと、立ち直りは容易ではありません。規範意識を培い非行少年を生まないための取組を進めるとともに、非行少年はできるだけ早期に発見し、迅速かつ適正に対処し、罪の意識や自己責任を自覚させ、深い反省を促すことが必要です。

さらに、関係機関や家庭、地域が一体となって、子どもの立ち直りを支援することが重要です。

### ○ 子どもの規範意識の向上

子どもが自分で事の善悪を判断し、行動できる力を醸成するとともに、自分で選んで決めた行動には責任を持つこと、個人の自由の裏側には必ず「責任」が付随することを、非行防止教室等を通じて子どもたちに教えていく取組を進めます。

- ・ 県内の小・中・高等学校における非行・薬物乱用防止教室の効果的実施

### ○ 非行少年・不良行為少年の適切な補導

健全育成ボランティア等の協力を得ながら、警察、学校、関係機関が連携して街頭補導を積極的に行い、非行少年や不良行為少年等の非行の前兆となる行動を取る子どもを把握します。発見した非行少年や不良行為少年に対しては、自分がなぜ補導を受けたのかを理解し、どのようにすれば、自分の行為を改めることができるのかを考えることができるよう適切な補導措置を講じます。

- ・ 効果的な共同街頭補導の実施
- ・ 「子ども・若者支援センター」、各警察署や児童相談所における少年相談の受理
- ・ 「ヤンテレホン/けいさつ・いじめ 110 番」「いじめ相談テレフォン」等の効果的な運用
- ・ 非行少年の個別の事情に配慮した迅速・厳正な事件捜査・調査
- ・ 不良行為少年の立ち直りを促すための指導・助言
- ・ 児童相談所や「子ども・若者支援センター」と連携した適切な措置

### ○ 立ち直り支援の実施

子どもには、自分の立場や置かれた状況を正しく判断する力や自己統制力を持ち、規範意識を高める指導が必要です。特に非行少年や不良行為を繰り返す少年については、その行動について反省を促すように指導を行うとともに、より一層家庭、学

校、地域社会が連携して取組を進め、困難やつまずきを乗り越えていこうとする意欲や態度を失わないように支援していきます。

- ・「子ども・若者支援センター」との連携
- ・少年補導委員等ボランティアと連携した社会参加活動等の居場所づくり

#### ④ 障がいのある青少年支援の充実

通常の学級で学ぶLD、ADHD、高機能自閉症等の発達障がいの子も含め、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を推進します。

##### ○ 早期からの相談支援体制の整備

地域の医療・福祉・関係機関等が連携し、早期からの相談支援体制を整えます。

##### ○ 支援体制・指導体制の連続性の確保

各市町村等で作成されている「個別支援ファイル」や学校で作成される「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「個別の移行支援計画」等を活用することで、支援体制や指導の連続性を確保します。

##### ○ 障がいのある方への就労支援

障害者雇用率を柱とした障がい者雇用の一層の促進を図るとともに、福祉・教育・労働機関と連携した「障がい者就労支援チーム」による支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を行います。

また、就労系福祉サービス事業所を利用する障がいのある人の工賃水準の引き上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため、福祉的就労から一般就労への移行促進を図ります。

- ・障害者就業・生活支援センターによる就労支援の実施
- ・企業実習への支援及び助成の実施
- ・障がい者就労に対する理解促進
- ・工賃向上を目的とした就労系福祉サービス事業所への機器等の助成
- ・障害者優先調達推進法に基づく受注機会の増大
- ・障がい者を対象とした職業訓練の実施

#### ⑤ 子どもの貧困対策の推進

県内では、生活保護や就学援助等の経済的支援を受けている子どもやひとり親家庭の子ども数が増えており、「子どもの貧困」の拡大が認められます。「子どもの貧困対策」を進めていくためには、「問題の発見・介入の難しさ」「保護者等への支援」「関係者間の連携、施策周知の強化」等の課題に対処していく必要があります。

### ○ 発見から保護・支援につなぐ体制の整備

子どもの貧困状態に気づき、それぞれの状況に応じて、子どもや保護者等への適切な保護や支援につなぐため、教育、福祉、雇用等、部門を超えた連携体制の構築を進めます。

- ・保護・支援が必要な子どもや保護者の発見
- ・問題の共有と役割分担の決定
- ・発見から連携へつなぐ体制の強化

### ○ 子どもの安心と成長の環境づくり

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、安全で安心な子どもの居場所を確保し、就学、進路に係る支援体制を整備します。

- ・安心で楽しい居場所の確保
- ・就学継続と多様な学習支援
- ・進学・就労等の支援

### ○ 保護者等に対する支援

子どもの貧困の背景には、保護者やその他の世帯員の複合的な課題があります。保護者に対しては、家庭が子どもにとって真に安心できるものとなるよう、保護者等が直面する課題に自ら主体的に取り組み、解決していけるような支援を行います。

- ・経済的困窮に対する支援
- ・生活支援や家計相談支援
- ・就労の支援
- ・保護者としての役割を果たすための支援

### ○ 対策推進のための体制整備

県や市町村が緊密に連携し、子どもの貧困対策を着実に推進するための体制を整備します。

- ・推進のための組織体制整備
- ・施策推進状況の管理

## ⑥ ネットワークによる総合的支援

近年、青少年をめぐる環境が複雑化し、ニートやひきこもり、不登校、非行等、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える青少年の問題が深刻な状況にあります。

また、在住外国人の増加にともない、日本語を母国語としない青少年やその保護者への対応も重要になっています。

こうした個々の困難な状況に幅広く対応するためには、様々な機関・団体がネットワークを形成し、それぞれの専門性を生かした支援を連携して行うことが求められます。

### ○ 支援ネットワークの構築

島根県子ども・若者支援地域協議会を活用し、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体の連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

- ・島根県子ども・若者支援地域協議会\*25の運営

### ○ 地域における支援の推進

圏域や市町村に設置されている子ども・若者支援センターやボランティア、民間団体等が連携し、困難な状況にある青少年への総合相談窓口や居場所づくり、社会体験や就労体験を促進します。

- ・圏域ネットワークによる支援体制の強化

### ○ 関係機関・団体の資質向上

民間団体を含め、関係機関の職員等の資質向上を図るため、国や県が主催する研修会等の情報提供や参加支援に努めます。

- ・関係機関・団体職員等の資質向上

## (2) 青少年の被害防止と保護活動の推進（保護）

### ① いじめ根絶・暴力行為対策の推進

いじめ、暴力行為等は基本的人権を侵害する問題です。まずは、被害者を守る姿勢を明確に示すことが重要です。いじめや暴力をグループ内の「ふざけ」や「けんか」と軽く考え、気づいていながら見逃してしまうことがあってはなりません。また、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる。」ことを踏まえ、すべての児童生徒を対象として、いじめの未然防止の取組を行っていくことが重要です。いじめは「加害者」「被害者」だけの問題ではなく、「観衆」や「傍観者」を含めた指導が必要であり、苦しんでいる子どもに早急に対応する必要があることから、迅速な対応が求められます。基本的人権を尊重し、いじめや暴力行為に向かうことなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てていく取組を進めます。

### ○ 組織的な支援体制の整備

子どもが抱える困難な状況が長期化・深刻化しないよう、学校が組織的に対応できる体制を整備します。また、学校と関係機関との連携を推進し、子どもや家庭の状況に応じた支援を行う体制を整備します。

---

\*25【子ども・若者支援地域協議会】「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することにより、社会性や規範意識、自立心を高め、将来を担う子ども・若者を健全に育むことを目的として、教育、福祉、保険、医療、雇用等の関係機関等により構成される協議会。

- ・子どもと親の相談員の配置による支援体制の整備
- ・中学校クラスサポートティーチャーの配置による支援体制の整備
- ・スクールソーシャルワーカーの配置による支援体制の充実

#### ○ 教育相談体制の充実

スクールカウンセラーの配置や活用により、学校内での相談体制を充実させるとともに、電話による相談体制を充実させます。

- ・スクールカウンセラーの全中学校・県立学校への配置の継続と小学校への配置の拡充
- ・いじめ相談テレフォンの実施や他機関が実施する電話相談との連携の充実

#### ○ アンケート調査を活用した学級集団づくりの推進

アンケート調査を活用し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を支援し、学校生活への満足度を高め、親和的な学級づくりを推進します。

- ・アンケート調査等を活用した、いじめを未然に防止する取組の推進

#### ○ いじめの問題への取組の充実

平成25年9月施行のいじめ防止対策推進法に基づいて、各学校においていじめ防止基本方針を策定し、いじめの起きにくい学校・学級づくりを推進することで、いじめの未然防止、早期発見や適切な対応を行います。また、インターネット上のいじめ等の早期発見や適切な対応、保護者への啓発を行います。必要に応じて、専門家の支援や警察との連携によるいじめへの対応等の取組を推進します。

- ・不適切な書き込み等を定期的に検索するネットパトロールの実施
- ・インターネット利用上の課題に関する保護者への啓発の実施
- ・警察への相談・通報、警察と連携した対応などの実施

#### ○ 教職員の資質向上の取組

教職員がいじめやネットトラブル等の問題に関する正しい知識を持ち、適切な指導や支援を行うことができるよう、教職員の資質向上の推進と研修の充実に取り組みます。

- ・インターネット上のいじめに対応した情報モラルに関する教職員向け研修の実施
- ・様々な事例研究や体験活動を中心とした研修の実施

#### ○ 外部人材を活用した学校支援の推進

学校や教育委員会だけでは解決が困難ないじめ等の問題に対して、客観的・専門的な立場から助言を行う「いじめ等対応アドバイザー（県が委嘱した有識者や弁護士等）」を派遣する制度を整え、早期対応や適切な対応を行います。

- ・いじめ等の問題解決を支援する有識者や弁護士等の配置

## ② 犯罪被害防止と保護活動の推進

子どもは、突然、理不尽な犯罪の被害者となったり、あるいは、子ども自身の考えの未熟さから、被害者となりかねない危険な行為を自らが行ったりして被害を招く場合、また、犯罪の被害者となったことを子ども自身が気づかない場合などがあり、その精神的な影響の軽重も様々です。中には、心に深い傷を負ったまま立ち直りに困難を極める子どもも少なくありません。

犯罪の被害に遭っている子どもをできる限り被害が軽いうちに発見し、適切な保護を行い、立ち直ることができるよう支援を行うことが必要です。また、子どもが犯罪の被害者とならないように、自主防犯能力を身に付けさせることが必要です。

### ○ 被害を受けた子どもの早期発見・保護活動の推進

街頭補導や子ども・保護者からの相談活動等を通じて、犯罪の被害に遭っていることが疑われる子どもを発見し、早期に保護を図るとともに、事件の取締りを行い、被害の拡大を防ぐ必要があります。特に児童ポルノにかかる犯罪は、児童ポルノ画像がインターネット上に流出すると、被害児童の精神的な負担は計り知れず、その画像の回収は困難です。サイバーパトロール等により、可能な限り早期に被害の実態を把握するとともに、子どもが事件の被害者とならないように広報・啓発を進めます。

- ・被害防止教室等における児童ポルノ排除に向けた広報・啓発
- ・街頭補導、相談受理活動、サイバーパトロール等の推進
- ・児童ポルノ事犯の取締り等適切な事件捜査

### ○ 被害を受けた子どもの立ち直り支援活動の推進

犯罪の被害に遭った子どもは、恐怖心、羞恥心、自責の念、無力感などに苛まれ、中には長期間に亘り、日常生活に支障を来している場合も少なくありません。このような場合は、子どもの話をしっかり聴き、子どもの立場に立った措置を進めるほか、関係機関が連携して立ち直り支援を行います。

- ・被害を受けた子どもに対する警察、児童相談所、子ども・若者支援センター等の関係機関連携による立ち直り支援の実施

### ○ 犯罪被害防止のための教育の実施

子どもが自分の体を自分で守り、犯罪や事故に遭わないための危険予測能力や対応の方法を体得させるような取組を行います。

- ・各種犯罪被害防止教室の実施
- ・情報モラル教室の実施
- ・交通安全教室の実施

### ③ 児童虐待防止と社会的養護の推進

子どもは、一人の人間としてその権利を尊重されなければなりません。特に、虐待は子どもに対する重大な人権侵害です。社会を挙げて虐待から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、社会的自立に至るまで切れ目のない支援をする必要があります。

また、家庭での養護が受けられない子どもが社会的に自立していくことができるよう、学校や地域社会等の連携のもとに、生活拠点の確保や就労支援、相談機能の充実なども含めた支援体制をつくることが望まれます。

#### ○ 虐待防止への取組

子どもの虐待防止のため、あらゆる場を通じて、子どもの権利保障や虐待が疑われる場合の通告義務などの周知徹底を図ります。

- ・児童虐待防止の広報周知
- ・児童虐待について学習機会の提供

#### ○ 虐待を受けた子どもの保護

虐待を受けた子どもの保護・支援を一層強化するため、児童相談所や児童福祉施設の機能強化を図るとともに、市町村における「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」の機能強化を支援します。

- ・児童相談所や児童福祉施設の機能強化
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化支援

#### ○ 相談体制の充実

子どもの養育相談や子ども自身からの相談等に対応する相談体制の一層の充実を図るとともに、乳幼児健診など母子保健サービスを通じての虐待予防や早期発見、支援を一層進めます。

- ・子どもと家庭相談体制の整備
- ・虐待防止のための家庭支援

#### ○ 里親制度の普及・啓発

家庭での養護が受けられない子どもが、必要な養育を受け、社会的に自立していけるよう、里親制度の一層の普及・啓発に努めるとともに、社会的技能を学ぶ場や生活拠点確保のための支援、進学・就労支援、相談体制の充実を図ります。

- ・里親<sup>\*26</sup>制度の普及・啓発
- ・里親委託・養子縁組の推進
- ・ファミリーホーム<sup>\*27</sup>の設置
- ・里親支援専門員の配置

○ 施設の小規模化・地域分散化の推進

できる限り家庭的な環境で養育できるように、全施設において小規模グループケアの複数実施、また、全児童養護施設には地域小規模児童養護施設の導入をめざし、それに向けた施設整備を支援します。

- ・児童養護施設・乳児院における小規模化・地域分散化の実施

---

\*26【里親】保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を実親に代わって家庭に受け入れる者。

\*27【ファミリーホーム】保護者のない児童や保護者に監護させることが不適当な児童を実親に代わって受け入れる家庭的養護。

### Ⅲ 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり

#### (1) 家庭・学校・地域の連携の推進（連携）

##### ① 子育て支援体制の整備

次世代育成支援の観点に立ち、子育て支援サービスや相談機能の充実等、地域での子育て支援体制の整備による育児負担の軽減に併せ、様々な生活様式に対応した子育て支援の充実が求められます。

仕事と家庭生活の両立や地域社会活動への参加促進に向け、労働時間の短縮や労働形態の多様化等を図り、ゆとりある職場環境をつくることも必要です。それには、企業自身の意識改革に併せて、雇用されている者の意識改革を進めていくことも大切です。

##### ○ 県民運動の醸成と子育て支援の輪の拡大

家庭や学校、地域、行政等、社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し役割を果たしていくよう、気運の醸成を図ります。また、子どもの居場所の拡大、民間の子育て支援活動の促進を図るなど、地域における子育て支援ネットワークの拡大を図ります。

- ・県民の気運の醸成
- ・地域における子育て・子育て支援の輪の拡大

##### ○ 子育てに関する多様な支援の充実

子どもを産み育てたいと願うすべての人が安心して楽しく子育てができるよう、認定こども園、幼稚園、保育園等の施設の質・量の充実、親子の気軽な交流や相談の場の設置などの多様なニーズに対応した子育て支援の充実、経済的負担への対応等、子育てに関する様々な不安感・負担感の軽減を図ります。また、質の高い子育て支援を行うために、幼稚園教諭や保育士等の人材確保、子育て支援に携わる者の資質向上のための取組を進めます。

- ・親子の交流や相談の場の充実
- ・教育・保育等の提供体制の確保・充実
- ・経済的負担への対応

##### ○ 子どもの健康づくりの推進

全ての親子が健やかに暮らすためには、乳幼児期の健康の維持・推進が重要となります。安心して子どもを育てることができる環境整備の一環として、保健や医療、福祉の分野間の連携を図りつつ、乳幼児の健康づくりや小児医療の充実を進めます。

- ・母子保健等の充実
- ・小児医療の充実

## ○ 仕事と生活の調和

仕事と生活の調和を推進するため、男女が共に仕事と家庭を両立させ、家庭や子育てに対する責任と役割を十分に果たすことができるよう、仕事と家庭生活を両立できる職場環境づくりを進めるとともに、職場優先の意識改革や固定的性別役割分担意識の払拭等、働き方の見直しを進めます。

- ・仕事と家庭の両立支援
- ・働き方の見直し

## ② 家庭の教育力向上のための支援

家庭教育は、基本的な生活習慣、人に対する信頼感、他者への思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観等を子どもが身に付ける上で重要な役割を担っています。

また、人生を自ら切り拓いていく上で重要な職業観、人生観等も家庭教育の基礎の上に培われるものです。

保護者は、自覚と責任を持って家庭教育を行う必要があるとされている一方で、行政は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会や情報の提供等、家庭教育（保護者）を支援する施策を実施する必要があります。子どもたちの課題に対して家庭においてどのように取り組んでいけば良いのかを的確に伝えていくことも必要です。

## ○ 子どもを支える大人の学習機会の充実

親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促す「親学プログラム\*28」を活用し、家庭教育の向上を図ります。

## ○ 「家庭の日」運動の推進

家族で食卓を囲むことは、家族の絆を深めることにつながります。家族がともに過ごす「家庭の日」運動を学校や職場等との連携や地域の協力のもとに幅広く展開していきます。家族と過ごせるような働き方の工夫なども含めた、家庭の大切さについての積極的な啓発をはじめとして、「家庭の日」運動の趣旨が県民一人ひとりに浸透していくよう取組を進めます。

- ・毎月第3日曜日「しまね家庭の日」啓発活動の推進

## ③ 地域と連携した学校づくりの推進

学校は、将来社会的に自立できるための基礎・基本的な知識や技術を学ぶ場です。

---

\*28【親学プログラム】家庭教育支援を行う人が、主に就学前の乳幼児から中学校の親を対象に、親としての役割や子どもとの関わり方の気づきを促すための学習プログラム。

また、様々な学校行事や部活動等を通じて、人間性や社会性を育む大切な場でもあります。教員や保護者、地域の人々が地域全体で子どもを育むという共通の視点に立つことが重要です

こうしたことから、保護者を含めた地域の人材や施設の活用を進めるとともに、家庭や地域に対して学校の情報を提供するなど、地域に開かれた学校づくりを一層推進していく必要があります。

#### ○ 地域人材の活用と交流・体験活動の充実

地域の方々を社会人先生として活用し、保育実習や高齢者とのふれあい活動等の交流・体験活動を通じて、地域に根ざした教育を推進します。

#### ○ 学校の施設の開放と学校支援体制の整備

地域の身近な生涯学習の場として、学校施設や学校を利用した講座等を開講し、教員等の人材を地域へ提供することを一層進めます。また学校と地域の連携体制を築くため、地域をあげて学校を支援する体制の整備や気運を醸成するとともに、多様な形態のボランティア活動を掘り起こします。

#### ○ 家庭・地域と連携・協働した学校運営の促進

家庭や地域に対して、学校の活動や子どもの状況、教育上の課題等についての情報を開示するとともに、保護者等による学校評価の実施や評価結果の公表を推進します。また、地域の人たちの学校訪問等、学校と家庭及び地域との連携・協働を積極的に進める学校運営を促進します。

### ④ 地域全体で青少年を育む意識の醸成

青少年が次代の社会を担う者として自立した社会人へと成長することは、すべての県民の願いであり、青少年の育成支援は、家庭・学校・職場だけでなく、地域社会で取り組むべき問題です。また、青少年をとによりよい地域づくりをめざすパートナーとして、今まで以上に強いつながりを持って行くことが大切です。このため、青少年育成機関・団体、ボランティア等、地域の様々な主体が連携し、青少年育成を進める必要があります。

#### ○ 青少年育成県民運動の推進

子育てに携わっていない地域住民も含め、誰もが近隣の子どもたちに目を向け、お互いに興味・関心が持てるよう、地域における青少年育成支援に関する取組を推進します。また、青少年健全育成県民運動の推進母体である青少年育成島根県民会議の取組を支援し、県民総ぐるみの運動を推進します。

- ・青少年育成支援に関する運動やキャンペーンの展開
- ・「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」の推進
- ・青少年育成市町村民会議との連携・活性化

## ○ 青少年育成活動の活性化と指導者の育成

青少年育成島根県民会議や青少年育成市町村民会議との連携により、地域の青少年育成団体の活動についての情報を共有化し、各団体の活動を広げるとともに、研修等を通じた指導者の育成に取り組みます。

- ・地域力を生かした青少年活動や青少年育成活動への支援
- ・青少年育成団体の情報収集と広報
- ・青少年指導者の養成と資質向上の推進

## ⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実

地域が誇る伝統文化の継承や社会体育・スポーツの振興、地域ボランティア活動を通じて、価値観を共有する様々なグループ活動を基礎とした地域活動への参画を図り、地域の活性化や新たな相互扶助の仕組み、コミュニティの構築やネットワークづくりの促進を図る必要があります。また、現在の諸活動の在り方を見直し、各団体の活動を指導する者やコーディネートする人材の育成が重要です。

地域の人材や施設等に関する情報を把握し、地域の誰もが必要な情報を得ることができ、それを活用できる仕組みづくりが必要です。特に高齢者等の様々な知恵や豊かな経験を活かし、地域の子どもを始め子育て家庭や学校に積極的に関わり、支援していくことが望まれます。また、住民が学校の教育情報の提供や施設の地域開放を働きかけ、青少年の活動や生涯学習に活用していくような取組が重要です。

また、地域に開かれた企業をめざし、学校での職業教育・職場体験への支援や地域の生涯学習の機会提供に対する協力等、地域貢献を一層促進することが望まれます。

## ○ 優れた青少年育成活動事例の収集・表彰の実施

青少年育成に成果をあげている地域コミュニティ（文化・スポーツ活動サークル、ボランティアクラブ等）の活動を把握し、学校や市町村等と地域コミュニティが連携して効率的に青少年の健全育成を図れるよう、実践事例の収集・紹介等、支援に努めます。また、特に優れた地域活動等の表彰等によって周知を図ります。

- ・青少年育成島根県民会議表彰・青少年健全育成功労者知事感謝状授与の実施
- ・県民いきいき活動奨励賞コース部門知事表彰

## ○ 県立社会教育研修センターにおける指導者養成機能の充実

県立社会教育研修センターにおいて、住民の学びや実践活動を支援する指導者の育成を推進します。また、社会教育関係者が社会教育や生涯学習の振興を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進めます。

- ・公民館関係者等、地域における社会教育の指導者養成研修の実施
- ・情報誌やホームページ等を活用した社会教育・生涯学習に関する情報の提供

○ **公民館等を中心とした学校支援体制の整備**

各市町村や公民館等が、地域における様々な民間活動や人材の有無を把握し、学校教育に活かしたり、生涯学習の観点に立って、青少年のみならず広く地域住民に周知したりするよう働きかけます。

○ **学校教育・社会教育における体験活動の推進**

学校教育、社会教育において、子どもたちに大人や異年齢の子どもたちとの交流、集団宿泊体験活動等、人と人との関わりを主眼とした活動を多く経験させ、人間関係を構築する力を育てます。ボランティア活動や地域との協働による体験活動を通して、自己有用感の育成に取り組みます。また、家庭教育において、様々な体験活動を積むことの有益性について家庭に啓発します。

○ **地域の特性を活かした体験活動・交流機会の促進**

企業等を定年退職した方や元気な高齢者等の活躍により、地域の子育てボランティアの育成や地域の特性を活かした農林漁業体験、伝統文化・芸能継承体験等、青少年が様々な知識や技能を学ぶ、学校や地域での交流機会の拡充を支援します。

○ **読書習慣の確立に向けた取組**

学校、家庭、地域において、子どもたちが本に親しみ、読書の楽しさを感じることができる活動・機会を充実させるとともに、子どもたちの読書活動を支える人材や環境を整えるなど、読書習慣の確立に向けた取組を行います。

○ **学校図書館の充実・活用の推進**

県立学校や市町村における学校司書等の配置の促進により、「人のいる学校図書館」の環境を整えるとともに、地域のボランティア等の協力を得て、学校における読み聞かせの取組を推進するなど、学校図書館の充実・活用を図ります。

○ **企業の青少年育成活動の推進**

企業は地域の一員であり、地域社会に貢献するという社会的使命において、青少年の健全育成や非行防止、地域住民の生涯学習の推進に向けた取組が進められるように、事業主や雇用者等に対して啓発していきます。また、特に優れた取組を実施している企業や団体等を表彰・紹介するなど、企業等の健全育成活動を支援します。

○ **企業の学校教育への理解の促進**

次代を担う青少年が、働くことの大切さ、将来の職業について考える契機とするため、就学前からの職場見学の実施や青少年の職場体験、インターンシップの機会の拡充等、県内企業への理解を促進する取組の充実を図ります。

## ○ 青少年の自主性・社会性を培う活動への支援

青少年が主体的に活動できる場を提供し、自発性や創造性を尊重しながら青少年の自主性や社会性を育む活動を推進します。また、青少年に対する支援を同世代の青少年が行うなど、青少年自身のネットワークの形成や強化のため、情報提供の支援を行います。

## (2) 社会環境の健全化の推進（環境整備）

### ① 安全安心な地域づくりの推進

登下校中の子どもが、連れ去りや誘拐等の犯罪被害に遭う事案が全国的に発生しています。通学路や子どもたちが利用する道路等の安全点検等を通じて、犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを進める必要があります。さらに、犯罪が発生した際には、早期に行為者に指導を行い、更なる犯罪の未然防止を図ることが大切です。

#### ○ 通学路等の防犯環境整備

通学路等の安全点検の実施、防犯灯・防犯カメラを設置する等、防犯環境の整備を進めるとともに、公園等の整備等、子どもが安心して屋外で活動することができる環境づくりを進めます。

- ・通学路等における防犯灯の設置
- ・犯罪の発生が危惧される場所への防犯カメラ設置
- ・公園設備の点検等の環境整備

#### ○ 地域住民と連携した未然防止対策

地域の子どもは地域住民の自らの手で守り育む気運を醸成し、地域住民によるパトロールや見守り活動等を促します。

- ・「子ども110番の家」の活動を支援
- ・各種防犯ボランティア団体等による見守り活動を促進
- ・「みこぴー安全メール」配信により不審者情報等を提供

#### ○ 連れ去りや声かけ事案の早期解決

特に地域住民に不安感を与える子どもや女性に対する声かけ、つきまとい事案等に対しては、行為者を早期に特定し、検挙又は指導・警告措置を講じることで、被害の防止を図ります。

- ・不審者の早期特定、検挙、指導・警告措置

### ② 有害環境の浄化対策の推進

地域住民が、地域の環境に関心を持ち、子どもの健全育成に理解を深め、有害環境の浄化活動に協力することが重要です。また、企業や事業者に対しても地域社会の一

員として、青少年の健全育成に貢献するための取組が進められるように啓発することが必要です。

○ **有害環境浄化に向けた地域住民の意識の醸成**

地域の子どもは地域住民自らの手で守り育てるために、地域の有害環境浄化についての気運を醸成するよう啓発を進めます。

- ・「島根県青少年の健全な育成に関する条例」等、各種法令の主旨の広報啓発
- ・少年補導委員等健全育成ボランティア等による街頭活動の実施

○ **違法営業の取締り等**

「島根県青少年の健全な育成に関する条例」「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」等、各種法令について営業者に周知徹底を図り、青少年の健全育成を阻害する営業形態や有害情報等の氾濫を防止するための自主規制、及び健全育成活動団体や企業間の連携を促すような取組を進めます。

- ・少年指導委員による風俗営業店への立入り等による指導
- ・違反営業者の捜査と適正な処分

○ **未成年者に飲酒・喫煙をさせないための取組**

飲酒や喫煙は、非行への第一歩です。飲酒や喫煙を繰り返すことにより、ルール無視が常態化しないように、未成年者が酒類やたばこを購入できない環境づくりを行います。

- ・酒類やたばこ販売時における年齢確認の徹底を販売業者に要請
- ・違反営業者の捜査と適正な処分

③ **インターネット等をめぐる問題対策の推進**

高度情報化社会の中では、子どもが多く情報を的確に選択し、適切に取り扱うことのできる能力を育成することが必要です。加えて、違法有害な情報から子どもを守る為の取組を地域が連携して行う必要があります。

○ **子どもに対するインターネットの適切な利用に関する教育**

学校における情報モラル教育等、関係機関が連携して、子どものインターネットの適切な利用に関する教育、啓発活動を進めるとともに、フィルタリング\*29の利用促進に努めます。

---

\*29【フィルタリング】インターネットから得られる情報について、一定の条件により受信するかどうかを選択できる機能。

- ・インターネット上の違法有害情報の現状、コミュニティサイトやスマートフォンアプリに起因する子どもの犯罪被害等の実態について保護者の理解を促進
- ・フィルタリング等家庭におけるインターネット利用にかかるルールづくりについての啓発
- ・インターネット事業者等に対するフィルタリング促進要請

○ **地域社会全体への意識啓発**

スマートフォン等の利用実態や利用にかかる被害実態等について地域住民に知らせ、地域社会全体の意識啓発を図ります。

- ・積極的な広報による地域住民の啓発
- ・携帯電話販売事業者等に対するフィルタリング促進要請

○ **家庭におけるインターネットリテラシー教育の促進**

保護者に対して、子どものスマートフォン等の使用状況を管理し、インターネット利用に起因する犯罪から子どもを守るための意識付けを行います。

- ・コミュニティサイトやスマートフォンアプリに起因する子どもの犯罪被害等の実態について保護者の理解を促進
- ・フィルタリングの設定、家庭におけるインターネット利用にかかるルールづくり、子どもの利用状況の管理等ペアレンタルコントロールの必要性についての啓発

## 第4章 プランの実現に向けて

### (1) 島根の青少年施策の推進

青少年の健全育成は、家庭・学校・地域・職場等、青少年を取り巻く様々な場において、県民の誰もが自らのこととして取り組むべき事柄です。また、青少年施策を総合的・体系的に実施するためには、県・市町村・青少年育成団体等が、官民一体となって相互に連携・調整を図りながら、取組の充実を目指していくことが必要です。

#### 1. 庁内の推進体制の整備

県では、このプランのもとに青少年健全育成に係る施策を総合的・効果的に推進するために、知事部局、教育委員会、警察本部との一層の連携を図りながら、積極的な取組を推進します。今後も必要に応じて、社会福祉審議会児童福祉専門分科会健全育成部会等の専門的意見や広く県民の声を施策に反映しながら、社会の変化に的確に対応した青少年施策を県民や関係機関・団体の協力のもとに推進していきます。

- ① 全庁的に健全育成の取組を進め、青少年の健やかな成長に向けた効果的な予算執行ができるよう、部局および本庁・地方機関の枠を越えた情報の共有や施策の評価・分析に努めます。
- ② 青少年に関する審議会等への青少年の参加や施策推進に当たっての意見集約の機会を設けるよう努め、青少年自身の意見を施策に活かすよう心がけます。

#### 2. 市町村や地元企業等との連携

「青少年は地域で育む」ということから、青少年施策の推進には、青少年や保護者等に一番身近な地域、つまり市町村や地元企業等の役割が大変重要です。そのため、県では、このプランの実効性を高めるため、市町村や地元企業等に対する情報提供や連絡調整を一層緊密にして、連携・協力のもとに施策の総合的な推進に努めます。

- ① 青少年施策の優先順位を高めるために、市町村・地元企業・県民等に積極的にアピールし、施策への理解と協力を得られるよう努めます。
- ② 国への働きかけや近隣県との協力体制づくりを進めるとともに、各種メディアを利用した広域的かつ効果的な広報啓発に努めます。

#### 3. 関係団体との連携

青少年育成活動が、継続性のある県民運動として地域に根ざした取組となるよう、総合的に健全育成活動を展開している青少年育成島根県民会議やPTA団体等の諸活動が効果的に行われるよう働きかけていきます。

- ① 青少年育成島根県民会議等の活性化や地域との協働が進むよう、県民運動の在り方の抜本的見直しを進め、効果的かつ継続的な支援に努めます。
- ② 健全育成に資するため、PTA団体、関係のNPO、商工関係団体等への情報提供に努めます。

## (2) 指標の設定と進行管理

プランの基本目標ごとに指標（数値目標）を設定し、平成28年度から5年間にわたり、プランに基づく青少年施策の推進状況を明らかにします。

### I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援

#### (1) 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成（自己形成）

目標項目	現状値	目標値
朝食を毎日とる児童の割合（年間）	96.95% (H26)	100%

#### (2) 社会に羽ばたくための力の育成（社会参画）

目標項目	現状値	目標値
県内高等教育機関から県内企業へのインターンシップ参加者数	343人 (H26)	473人

### II 困難を抱える青少年とその家族への支援

#### (1) 青少年の状況に応じた個別の支援（自立支援）

目標項目	現状値	目標値
不登校児童生徒の割合（年間）	1.32% (H26)	1.21%

#### (2) 青少年の被害防止と保護活動の推進（保護）

目標項目	現状値	目標値
里親登録数（累計）	87世帯 (H26)	114世帯

### III 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり

#### (1) 家庭・学校・地域の連携の推進（連携）

目標項目	現状値	目標値
「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動*30」推進者登録数（累計）	100人 (H27見込)	1,000人

\*30 青少年育成島根県民会議等がH27年度より提唱している笑顔で声かけする県民運動

#### (2) 社会環境健全化の推進（環境整備）

目標項目	現状値	目標値
青少年におけるフィルタリングの普及率*31（標本調査）	—	100%

\*31 スマートフォンを所有している小中学生・高校生のうちフィルタリングを設定している割合

### (3) 青少年育成に関連する記述のある本県プラン・指針等の紹介（抜粋）

#### 島根県総合発展計画

青少年の健全育成等の記述があります。

#### まち・ひと・しごと創生 島根県総合戦略

若者の就労支援や子ども・子育て支援等の記述があります。

#### 地域振興部

##### 島根県中山間地域活性化計画（しまね暮らし推進課）

次代を担う人材育成等の記述があります。

#### 環境生活部

##### 島根県男女共同参画計画（環境生活総務課）

男女共同参画社会づくり、これを推進する学習等の記述があります。

##### 島根県人権施策推進基本方針〔第一次改定〕（人権同和対策課）

子どもの人権、人権教育等の記述があります。

##### 島根県文化振興指針（文化国際課）

文化を担う人材育成、文化活動支援等の記述があります。

##### 島根県環境基本計画（環境政策課）

自然との共生、環境にやさしい人づくり等の記述があります。

#### 健康福祉部

##### 島根県保健医療計画「しまね健康プラン」（医療政策課）

子どもの健康づくり、地域全体で子どもを育む活動等の記述があります。

##### 島根県たばこ対策指針（健康推進課）

未成年者の喫煙防止対策等の記述があります。

##### 島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画（高齢者福祉課）

高齢者の介護に関心を持ってもらうための児童への啓発等の記述があります。

##### しまねっ子すくすくプラン（子ども・子育て支援課）

子育て環境の整備等、次世代育成支援全般にわたる記述があります。

##### 島根県社会的養護体制推進計画（青少年家庭課）

家庭で生活することが難しい子どもへの支援等の記述があります。

##### 島根県DV対策基本計画（青少年家庭課）

若年層における交際相手からの暴力（デートDV）対策等の記述があります。

##### 島根県子どものセーフティネット推進計画（地域福祉課）

子どもの貧困対策についての記述があります。

##### 島根県障害がい者基本計画（障がい福祉課）

障がいのある子どもの教育環境や相談体制の整備等の記述があります。

## 教育庁

### しまね教育ビジョン21（総務課）

学校教育全般にわたる記述があります。

### 学力育成推進プラン（教育指導課）

子どもの学力育成についての記述があります。

### 島根県子ども読書活動推進計画（社会教育課）

子どもの読書活動の推進についての記述があります。

### しまねっ子元気プラン（保健体育課）

学校保健のすすめ方についての記述があります。

### しまね特別支援教育推進プラン（特別支援教育課）

特別支援教育の推進についての記述があります。

## 警察本部

### 犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画

（犯罪に強い社会実現のための島根県民会議）

子どもの安全確保や青少年の健全育成、社会参加等の記述があります。

## ～島根県の青少年施策一覧～

### I すべての青少年の健やかな成長に向けた支援

(1) 健康な心と体を持つたくましい青少年の育成（自己形成）

#### ① 心身の健全な成長の促進

事業名	食育推進事業		
概要	食育や和食の推進により基本的な生活習慣を身に付けさせ、一人一人が心身ともに健康で生き生き生活できる力の育成を図ります。そのために、教職員の指導力向上、補助教材の作成、食とスポーツをテーマにした研究校の指定を行います。		
担当課	保健体育課	実施主体	県

事業名	食育推進基盤整備事業		
概要	若い世代を対象にした食育講座や食育サイトやスーパー等を活用した啓発活動等、食に関する体験の場づくりや食の情報発信を関係団体の連携・協力により実施します。		
担当課	健康推進課	実施主体	県

事業名	子どもの健康づくり事業		
概要	健康問題解決のための意思決定とそれに基づく行動選択できる力(ライフスキル)を育成することとおして規則正しい生活習慣の確立を図ります。そのために、健康プログラムを体験する健康教育研修、メディア専門家派遣を行います。また、心と性の健康相談に関して、児童生徒・教職員に対して指導・助言を行うための専門医を派遣します。		
担当課	保健体育課	実施主体	県

事業名	子どもの体力向上支援事業		
概要	保育所、幼稚園、小学校及び中学校が連携して取り組める運動好きな子どもを育てるためのプログラムや県レクリエーション協会と連携して子どもに親しみやすい運動プログラムを提供します。また、未就学児の体力向上を図るために、幼児期の指導者講習会や幼稚園への指導者派遣を行うとともに、小・中・高等学校の教員の体育授業力の向上を図るために、外部講師による研修等を行います。		
担当課	保健体育課	実施主体	県

事業名	地域のエイズ対策に係る普及啓発活動事業		
概要	エイズや性感染症に関する正しい知識の普及・啓発を行います。また、若年層や中高生に対し、出張講座を行います。		
担当課	薬事衛生課	実施主体	県

事業名	たばこ対策		
概要	将来を担う子ども達に最初の1本を吸わせない取組をすすめるため、関係機関と連携し、喫煙による健康への影響についてさらなる普及啓発を行います。		
担当課	健康推進課	実施主体	県

事業名	薬物乱用防止啓発事業		
概要	薬物乱用の違法性と心身へ与える悪影響について啓発するため、小中高生向けに薬物乱用防止教室の開催、啓発用ポスターの募集、チラシの配布等を行います。		
担当課	薬事衛生課	実施主体	県

事業名	若年層への結婚・妊娠・出産等に関する啓発		
概要	若いうちから結婚や妊娠、出産、子育てに関する関心を高め、正しい知識を持ってもらうため、また、広く県民にも関心を持ってもらうための啓発を行います。(結婚ポジティブキャンペーン、生の楽習講座、ライフプラン設計講座)		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	県

事業名	自死総合対策事業		
概要	心の健康問題に対する取組に加え、多重債務や失業などの社会的要因に対する取組や自死者の遺族への支援も含めた総合的な取組を各分野の関係機関や団体と連携して進めます。		
担当課	障がい福祉課	実施主体	県・市町村

## ② コミュニケーション能力や人権感覚の育成

事業名	しまねのふるまい推進プロジェクト事業		
概要	学校と家庭や地域が連携して、子どもと保護者、すべての世代での「ふるまい」の定着を推進し、家庭教育や子育て支援の充実を図ります。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

事業名	青少年の家事業		
概要	小・中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、学習及び交流の機会としての「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」などの場を提供します。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	少年自然の家事業		
概要	小学生を中心とした子どもたちに、江津市・浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	国際理解教育推進事業		
概要	21世紀を生き抜くために必要な時代のニーズに合った国際理解教育、英語教育、海外留学などの事業を実施します。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

事業名	外国青年招致事業		
概要	語学指導等を行う外国青年を招致し外国語教育の充実と地域レベルでの国際交流を推進します。また、国際交流員を招致し、その活動を通じて広い世代における国際化の推進を図ります。		
担当課	文化国際課	実施主体	県・市町村

事業名	人権・同和教育推進事業		
概要	県民の人権・同和問題に対する理解と認識を深め、人権が真に尊重される地域社会の実現をめざし、社会教育における人権・同和教育の推進と充実を図ります。		
担当課	人権同和教育課	実施主体	県

事業名	人権啓発事業		
概要	県民の人権問題への意識を高め理解を深めるために、子どもから大人まで誰でも気軽に参加できるイベントや、同和問題の一日も早い解決と差別のない明るい住みよい社会を築くために講演会を開催します。		
担当課	人権同和対策課（人権啓発推進センター）	実施主体	県

事業名	人権研修事業		
概要	県、市町村の行政職員等に対する人権・同和問題研修を行います。		
担当課	人権同和対策課（人権啓発推進センター）	実施主体	県

事業名	人権啓発指導者養成事業		
概要	市町村の人権・同和教育の推進と充実を図るために、地域の社会人権・同和教育の中核となる指導者養成や公民館職員等の指導力の向上を図ります。		
担当課	人権同和対策課（人権啓発推進センター）	実施主体	県

③ 多様な活動機会の提供

事業名	しまねのふるまい推進プロジェクト事業（再掲）		
概要	学校と家庭や地域が連携して、子どもと保護者、すべての世代での「ふるまい」の定着を推進し、家庭教育や子育て支援の充実を図ります。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

事業名	結集！しまねの子育て協働プロジェクト市町村支援事業		
概要	地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、学校支援（学校支援地域本部）、放課後支援（放課後子ども教室）、家庭教育支援（親学プログラムを活用した学習機会の提供）、土曜日の教育支援、地域未来塾に係る学習支援等、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく活動を通して、地域全体の教育力の向上を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	市町村

事業名	子ども読書活動推進事業		
概要	学校図書館の充実と活性化を図り、図書館を活用した教育を推進するとともに、読み聞かせや親子読書の普及によって読書習慣の確立を図ること、学校、家庭、地域における子どもの読書活動を推進します。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

事業名	県立図書館事業		
概要	県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	青少年の家事業（再掲）		
概要	小・中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、学習及び交流の機会としての「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」などの場を提供します。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	少年自然の家事業（再掲）		
概要	小学生を中心とした子どもたちに、江津市・浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	社会教育関係団体活性化事業		
概要	社会教育関係者団体が実施する活動の支援や、その活動の表彰等を通じて、社会教育関係団体の活性化を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	ふるさと体験活動モデル調査研究事業		
概要	子どもたちが、島根の人や自然と深く関わり、ふるさとへの愛着や貢献意識を高めるために、公民館等が地域住民の協力を得て行う民泊、通学合宿等の宿泊を伴う体験活動に対する支援を行います。また、体験プログラムの開発、成果の検証等を行い、ふるさと島根にある教育資源を生かした体験活動の普及啓発を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	青少年文化活動推進事業		
概要	全国大会等で優秀な成績をおさめた児童・生徒を顕彰したり、地域や文化芸術団体と連携し中学・高校の文化部活動成果の発表機会等を提供したりすることにより、文化芸術活動の支援を行います。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	世代間交流の促進		
概要	保育所入所児童等と高齢者の世代間交流や高齢者グループがスポーツや遊びを通じて子どもと交流する活動を促進します。(市町村老人クラブ連合会助成事業、しまねすくすく子育て支援事業)		
担当課	高齢者福祉課、子ども・子育て支援課	実施主体	市町村・民間

#### ④ 確かな学力の育成

事業名	学力育成推進事業		
概要	しまね教育ビジョン21第2期に掲げる「夢や希望に向かって主体的に学ぼうとする人」を育てることを目標に、学力の育成につながる各種事業を実施します。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

事業名	子ども読書活動推進事業（再掲）		
概要	学校図書館の充実と活性化を図り、図書館を活用した教育を推進するとともに、読み聞かせや親子読書の普及によって読書習慣の確立を図ること、学校、家庭、地域における子どもの読書活動を推進します。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

(2) 社会に羽ばたくための力の育成（社会参画）

① 地域社会への参画と人材育成

事業名	ふるさと教育推進事業		
概要	ふるさとに残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく「ふるさと教育」を地域と学校で推進します。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

事業名	ふるさと体験活動モデル調査研究事業（再掲）		
概要	子どもたちが、島根の人や自然と深く関わり、ふるさとへの愛着や貢献意識を高めるために、公民館等が地域住民の協力を得て行う民泊、通学合宿等の宿泊を伴う体験活動に対する支援を行います。また、体験プログラムの開発、成果の検証等を行い、ふるさと島根にある教育資源を生かした体験活動の普及啓発を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	社会教育関係団体活性化事業（再掲）		
概要	社会教育関係者団体が実施する活動の支援や、その活動の表彰等を通じて、社会教育関係団体の活性化を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	ふるさとティーチャー派遣事業		
概要	中学・高校の文化部活動に地域の社会人指導者を派遣することにより文化部活動活性化、維持・向上を図ります。また、中学校文化部による自発的な地域貢献活動・異世代間交流活動を支援することにより、中学校文化部活動の活性化と地域社会との連携協力を推進します。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	地域課題解決型公民館支援事業		
概要	地域課題を明確にし、その解決を図ろうとする地域住民の活動を支援する地域課題解決型公民館を選定し、その成果発表の場を設け、そのプロセス・ノウハウ等を県内に波及させます。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	明日のしまねを担うキャリア教育推進事業		
概要	子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来の夢や目標を持ち、自ら考え適切な進路を選び、発達の段階に応じて働くことへの意欲を高め、社会人・職業人として自立できるようにキャリア教育を推進します。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

② 社会的・職業的自立に向けた能力・意欲の育成

事業名	明日のしまねを担うキャリア教育推進事業（再掲）		
概要	子どもたちが「生きる力」を身に付け、将来の夢や目標を持ち、自ら考え適切な進路を選び、発達の段階に応じて働くことへの意欲を高め、社会人・職業人として自立できるようにキャリア教育を推進します。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

事業名	学校における消費者教育普及啓発事業		
概要	学校において、児童・生徒の興味を引きつけ、関心が高まるような消費者教育が実施できるよう、身近な消費者トラブル事例を取り上げた教材等を作成・配布し、学校における消費者教育の支援を行います。		
担当課	環境生活総務課（消費とくらしの安全室）	実施主体	県

事業名	ものづくり体験教室		
概要	中学生を対象に、県内の技能者から直接指導を受け、ものづくりを体験する機会を設けることにより、技能への関心を高めます。		
担当課	雇用政策課	実施主体	県

事業名	県内の高校生、大学生等を対象としたインターンシップ事業		
概要	自宅からの参加が困難な地域へのインターンシップを促進するため、宿泊費（高校生、大学生等）、旅費（高校生）を支援します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	ジョブカフェしまね

事業名	大学生等のIT技能習得促進事業		
概要	IT技術を学ぶ大学生等がインターンシップに参加する際の宿泊費・技能習得を支援します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	島根県中小企業団体中央会

事業名	学卒者等の職業訓練事業		
概要	就職に必要な技術、専門知識や資格を習得できるよう、東部、西部の高等技術校において、若年者を主な対象とした職業訓練を実施します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	県

事業名	新卒・若年者研修支援事業		
概要	新卒就職内定者や新入社員を地域ごとに集め、ビジネスマナーやコミュニケーション方法等、社会人としての基礎能力の向上や職場の定着率を図る研修を実施します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	県

事業名	技能競技大会への選手派遣		
概要	技能五輪全国大会（23歳以下の青年技術者が対象）などに選手を派遣します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	県

### ③ 職業的自立に向けた就労支援

事業名	ジョブカフェしまねの運営		
概要	若年者就職支援に関するワンストップセンター「ジョブカフェしまね」を運営。専門のスタッフによるキャリア相談、セミナー等実施します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	ジョブカフェしまね

事業名	県外大学生等の県内就職促進事業		
概要	島根県内への就職を促進するためのイベントを県外都市部で開催します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	（公財）ふるさと島根定住財団

事業名	若いしまね人のための就労体験事業		
概要	県内の若年未就業者が県内での一般就労の機会を確保するため、一定期間就労体験を行う場合に体験に要する経費の一部を補助します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	ジョブカフェしまね しまね若者サポートステーション

事業名	島根県中小企業制度融資 創業者支援資金		
概要	創業計画段階から開業後5年未満で県内に事業所を有し、融資対象業種を営む事業者が創業のために必要とする資金について、低利・長期の融資を県が金融機関等の協力を得て行います。		
担当課	中小企業課	実施主体	県

## II 困難を抱える青少年とその家族への支援

### （1）青少年の状況に応じた個別の支援（自立支援）

#### ① 不登校・中途退学対応の充実

事業名	不登校対策推進事業		
概要	学校復帰や社会的自立を促進するため、市町村が運営する教育支援センター等への支援や、閉じこもりがちな児童生徒への体験活動の場の提供を推進します。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

事業名	悩みの相談事業		
概要	不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制を整備します。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

事業名	生徒指導体制充実強化事業		
概要	アンケートQ.Uやネットパトロールなどにより、いじめの早期発見や適切な初期対応を進める事業や、解決が困難な場合に客観的・専門的な立場から支援するいじめ等対応アドバイザーの配置などにより、生徒指導体制の充実を図ります。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

## ② ニート・ひきこもり支援の充実

事業名	ひきこもり支援センター事業		
概要	島根県ひきこもり支援センターを設置し、ひきこもり状態にある当事者や家族からの相談に応じるとともに、市町村等関係機関への専門的支援やひきこもり支援ネットワークの構築を行います。		
担当課	障がい福祉課	実施主体	県

事業名	地域若者サポートステーション事業		
概要	15～40歳未満の若年無業者またはその保護者などを対象に、相談、心理カウンセリング、若者キャリア開発プログラム（就労支援セミナー、就労ステップアップ講座、就労体験、職場見学、ボランティア体験等）などの支援を行い、若年無業者の職業的自立を促進します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	県

事業名	若いしまね人のための就労体験事業（再掲）		
概要	県内の若年未就業者が県内での一般就労の機会を確保するため、一定期間就労体験を行う場合に体験に要する経費の一部を補助します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	ジョブカフェしまね しまね若者サポートステーション

## ③ 非行防止対策と立ち直り支援の充実

事業名	子どもの規範意識の向上		
概要	県内の小学校・中学校・高等学校において非行防止教室を開催するほか、地域の公共の場所などの清掃奉仕等、社会参加活動を取組むことにより、規範意識や社会性を高めます。		
担当課	少年女性対策課	実施主体	県

事業名	子どもからのSOSの早期把握活動		
概要	健全育成ボランティア等と連携した街頭補導の効果的な推進や「ヤングテレホン/けいさつ・いじめ 110 番」、警察署において受理した少年相談への適切な措置により、非行少年や不良行為少年等の早期発見に努めます。		
担当課	少年女性対策課	実施主体	県

事業名	非行少年に対する迅速・的確な捜査・調査の推進		
概要	非行少年に対しては、健全育成を念頭におき、その特性や家庭環境等個別の事情を踏まえ、迅速かつ的確な事件捜査・調査により、真に反省を促す指導を行います。		
担当課	少年女性対策課	実施主体	県

事業名	非行少年等に対する立ち直り支援の推進		
概要	非行やその他の問題を抱える子どもに対して、健全育成ボランティアや「子ども・若者支援センター」と連携し、就労支援、学習支援などにより、立ち直りに向けた支援を行います。		
担当課	少年女性対策課	実施主体	県

#### ④ 障がいのある青少年支援の充実

事業名	しまね特別支援教育推進プラン		
概要	特別な支援を必要とする子どもの自立と主体的な社会参加の実現に向けて、一人一人の教育的ニーズに応じた支援を行うため、特別支援教育を推進します。		
担当課	特別支援教育課	実施主体	県・市町村

事業名	育成医療		
概要	身体に障がいのある児童または、そのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童が、早期に治療を行うことにより、その除去ないし軽減を図り、生活能力を得させるため、医療を必要とする児童に対して育成医療の給付を公費により行います。		
担当課	健康推進課	実施主体	市町村

事業名	長期療養児支援事業		
概要	長期にわたり療養を必要とする児童に対し、家庭看護、食事、歯科保健等に関する助言を行うとともに、福祉制度の紹介、精神的支援、学校保育所等との連絡調整、その他日常生活に関する相談・指導を行います。		
担当課	健康推進課	実施主体	県

事業名	障がい児療養支援（貸付・助成）事業（交通費等助成）		
概要	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない身体に障害のある児童を有する家庭の経済的負担を軽減するため、交通費の助成を行い、もって療養環境の整備を図ります。		
担当課	健康推進課	実施主体	島根県心身障害児(者)親の会連合会

事業名	障がい児療養支援（貸付・助成）事業（滞在資金貸付）		
概要	心臓疾患等県内医療機関での治療が困難な疾患のため、やむを得ず県外医療機関に入院せざるを得ない身体に障害のある児童を有する家庭の経済的負担を軽減するため、滞在資金の貸付を行い、もって療養環境の整備を図ります。		
担当課	健康推進課	実施主体	社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

事業名	発達障がい者支援体制整備事業		
概要	早期発見から保健、医療、福祉、教育、就労等のサービス提供までライフステージを通じた支援が行えるように、発達障害者支援センターを核とし、市町村を中心とした地域支援体制の強化を推進します。		
担当課	障がい福祉課	実施主体	県

事業名	障がい者就労移行推進事業		
概要	各障害者保健福祉圏域の障害者就業・生活支援センターを中心として、ハローワーク等関係機関と連携して職場実習の促進、障がい者雇用の促進に取り組みます。		
担当課	障がい福祉課	実施主体	国・県

事業名	障がい者就労支援事業所工賃向上事業		
概要	島根県障がい者就労継続支援事業所工賃向上計画（平成27年度～平成29年度）に基づき、就労継続支援B型事業所の工賃向上を図ります。		
担当課	障がい福祉課	実施主体	県

事業名	障がい者の雇用促進・安定事業		
概要	障がい者の就労を支援するために必要な職業訓練を実施するとともに、訓練の受講が困難な人に対して訓練手当を支給します。また、障がい者雇用についての理解を深めるための広報活動や研修会等を実施します。		
担当課	雇用政策課	実施主体	県

⑤ 子どもの貧困対策の推進

事業名	悩みの相談事業（再掲）		
概要	不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制を整備します。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

事業名	生活保護世帯に対する金銭給付		
概要	生活保護世帯に対して、家庭内学習に必要な図書購入費や課外のクラブ活動に要する費用として、学習支援費を支給します。また、ひとり親世帯に対しては、母子加算を支給します。		
担当課	地域福祉課	実施主体	市町村

事業名	ひとり親家庭への経済的支援		
概要	所得の低いひとり親家庭の経済的支援を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸し付けを行うとともに、児童扶養手当の支給を行う市町村への支援を行います。		
担当課	青少年家庭課	実施主体	県・市町村

事業名	ひとり親家庭への自立支援		
概要	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、就業相談や無料職業紹介を実施し、就業支援講習会・自立支援プログラム策定による就業支援を行うとともに、生活支援や学習支援を行います。また、市町村が実施する高等職業訓練促進事業に対する支援を行います。		
担当課	青少年家庭課	実施主体	県・市町村

事業名	要保護児童生徒援助費		
概要	経済的な理由により子どもを小学校や中学校に就学させることが困難な保護者に対して、学用品費、修学旅行費、医療費等を援助します。		
担当課	学校企画課	実施主体	市町村

事業名	高等学校等就学支援金		
概要	家庭の教育費負担を軽減するため、高等学校等に在籍する生徒等に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給します。		
担当課	総務部総務課、学校企画課	実施主体	県

事業名	公立高等学校学び直し支援金		
概要	高等学校等の中退者が公立高等学校に再入学して学び直す場合、高等学校等就学支援金の支給期間経過後も就学支援金相当額を支給し、授業料に係る支援を行います。		
担当課	学校企画課	実施主体	県

事業名	県立高等学校授業料減免		
概要	単位制課程以外の高校に在学する者について、高等学校等就学支援金又は公立高等学校学び直し支援金の支給期間経過後も、授業料を減免し、授業料に係る支援を行います。		
担当課	学校企画課	実施主体	県

事業名	県立高等学校県単就学支援金		
概要	単位制課程の高校に在学する者について、高等学校等就学支援金又は公立高等学校学び直し支援金の支給期間経過後も、就学支援金相当額を支給し、授業料に係る支援を行います。		
担当課	学校企画課	実施主体	県

事業名	高等学校等奨学のための給付金		
概要	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等のいる市町村民税所得割が非課税世帯の保護者に対して、返済不要の給付金を支給します。		
担当課	総務部総務課、学校企画課	実施主体	県

事業名	島根県高等学校等奨学事業		
概要	島根県内に生活の根拠を有する者の子で、高等学校等に在学する者で、学習意欲が旺盛でありながら経済的な理由により修学が困難な者に対し、奨学資金（無利子）を貸与します。		
担当課	学校企画課	実施主体	（公財）島根県育英会

事業名	私立高等学校等授業料減免事業		
概要	生活に困窮している者の就学を援助するため、県内の私立中学・高等学校等に在籍する生徒の授業料を減免する事業を行っている学校法人等に対し、補助金を交付します。		
担当課	総務部総務課	実施主体	県

事業名	私立高等学校等学び直し等のための就学支援金		
概要	国の就学支援金制度の対象とならない、高等学校等を卒業し又は終了した者や高等学校に在籍した期間が通算して36月を超える者等に対し、就学支援金相当額を支給し、授業料に係る支援を行います。		
担当課	総務部総務課	実施主体	県

事業名	結集！しまねの子育て協働プロジェクト市町村支援事業（再掲）		
概要	地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、学校支援（学校支援地域本部）、放課後支援（放課後子ども教室）、家庭教育支援（親学プログラムを活用した学習機会の提供）、土曜日の教育支援、地域未来塾に係る学習支援等、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく活動を通して、地域全体の教育力の向上を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	市町村

事業名	家庭教育支援体制整備事業		
概要	家庭・学校・地域社会が一体となって、「地域の子どもを地域で育てる」機運の醸成を図るとともに、子どもを核とした親子・子ども同士・地域の人々のふれあいや交流機会の充実を図り、家庭教育の支援体制を構築します。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	子どものセーフティネット推進費		
概要	「島根県子どものセーフティネット推進計画」に基づき、有識者会議や市町村と県で構成する会議を開催します。		
担当課	地域福祉課	実施主体	県

⑥ ネットワークによる総合的支援の推進

事業名	困難を有する子ども・若者支援事業（圏域ネットワーク整備事業）		
概要	圏域ごとのネットワークを構築し、地域資源の活用、普及啓発、人材育成等を進め、自立支援体制の強化を図ります。		
担当課	青少年家庭課	実施主体	市町村

事業名	困難を有する子ども・若者支援事業（子ども・若者広域支援事業）		
概要	圏域ごとに居場所や社会体験機能を充実させるとともに、支援体制の広域化を図ります。		
担当課	青少年家庭課	実施主体	市町村

事業名	困難を有する子ども・若者支援事業(農業等との連携による自立支援事業)		
概要	農業等の体験を通じて、自立へつながるモデルを構築するため、「子ども・若者支援センター」にコーディネーターを配置し、協力事業所の開拓や支援を要する子ども・若者と農業従事者等の事業者とのマッチングを行います。		
担当課	青少年家庭課	実施主体	市町村

事業名	困難を有する子ども・若者支援事業(県地域協議会運営事業)		
概要	地域協議会の開催により、関係機関の相互理解・連携強化を図ります。		
担当課	青少年家庭課	実施主体	県

事業名	在住外国人共生事業		
概要	外国人住民との共生を目指す「多文化共生社会」の推進のため、外国人住民支援員を配置します。また、日本語教室の運営支援や災害時ボランティアの養成のための事業を実施します。		
担当課	文化国際課	実施主体	県

## (2) 青少年の被害防止と保護活動の推進(保護)

### ① いじめ根絶・暴力行為対策の推進

事業名	悩みの相談事業(再掲)		
概要	不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制を整備します。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

事業名	生徒指導体制充実強化事業(再掲)		
概要	アンケートQUやネットパトロールなどにより、いじめの早期発見や適切な初期対応を進める事業や、解決が困難な場合に客観的・専門的な立場から支援するいじめ等対応アドバイザーの配置などにより、生徒指導体制の充実を図ります。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

### ② 犯罪被害防止と保護活動の推進

事業名	悩みの相談事業(再掲)		
概要	不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のため、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、教育相談体制を整備します。		
担当課	教育指導課	実施主体	県

事業名	子どもの自主防犯意識の向上		
概要	子どもの犯罪被害を防止するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、犯罪被害防止教室を開催します。		
担当課	少年女性対策課	実施主体	県

事業名	インターネット空間における犯罪の被害防止活動		
概要	サイバーパトロール等を通じて、インターネット上の違法・有害情報を把握し、厳正な取締りや情報の削除依頼等を行うとともに、子どもがインターネットを利用して犯罪被害に遭わないように広報啓発を行います。		
担当課	少年女性対策課	実施主体	県

事業名	地域安全マップの作成		
概要	防犯ボランティア等と協働し、各地の小中学校等において、児童生徒による「地域安全マップ」の作成を推奨し、児童生徒の防犯意識の向上を図ります。		
担当課	生活安全企画課	実施主体	各警察署

事業名	犯罪の被害を受けた子どもの保護・立ち直り支援活動		
概要	子どもが受けた被害の状況など、個別の状況に配慮して、関係機関等と連携した保護を行うとともに、立ち直りに向けた支援を行います。		
担当課	少年女性対策課	実施主体	県

### ③ 児童虐待防止と社会的養護の推進

事業名	乳幼児健康診査等の機会を活用した児童虐待防止		
概要	保健所が実施する長期療養児の支援や市町村が実施する乳幼児健診等の機会を通じて、育児不安等を抱える保護者への支援を行います。また、健診未受診者についても、訪問等により状況を把握し、必要な支援を行います。		
担当課	健康推進課	実施主体	県・市町村

事業名	妊娠・出産包括支援事業		
概要	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、育児不安等を抱える保護者への支援を行います。また、母子保健サービスを提供する中で切れ目のない支援を行い、子どもの健康づくりを推進します。		
担当課	健康推進課	実施主体	県・市町村

事業名	子どもと家庭相談体制整備事業		
概要	児童虐待防止及び早期発見・通告の必要性等について、県民に対し啓発活動を行います。NPO 法人が運営する、子ども自身が気軽に相談できる子ども専用電話相談事業を支援します。(虐待防止地域連携強化事業)		
担当課	青少年家庭課	実施主体	県

事業名	子どもと家庭特定支援事業		
概要	虐待を受けている子どもの安全確保等のため、必要に応じて児童相談所や児童養護施設等で一時保護を行います。(児童相談所一時保護事業) 要保護児童等の早期発見や適切な保護等のため、児童相談所や市町村等の関係機関がネットワークを構築し連携して支援に取り組みます。(要保護児童対策地域協議会)		
担当課	青少年家庭課	実施主体	県・市町村

事業名	子どもと家庭相談体制整備事業		
概要	子ども自身や家族の悩み事の電話相談を受け、電話相談員が助言や関係機関につなぐ等の支援を行います。(子どもと家庭電話相談) 法律上の問題やカウンセリング等専門的な対応を必要とする相談者のために、弁護士や精神科医を配置し支援します。(児童相談所虐待対応機能強化事業)		
担当課	青少年家庭課	実施主体	県

事業名	里親委託児童支援事業		
概要	県民に対し、里親制度について広く周知を図るため広報啓発活動を行います。里親登録希望者や里親に対し、養育支援に必要な知識や養育技術の向上のための研修等を行います。 県の里親会を里親支援機関に指定し、新規里親開拓や委託促進等社会的養護促進のための取組みを推進します。(里親支援機関事業)		
担当課	青少年家庭課	実施主体	県

事業名	結集！しまねの子育て協働プロジェクト市町村支援事業（再掲）		
概要	地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、学校支援（学校支援地域本部）、放課後支援（放課後子ども教室）、家庭教育支援（親学プログラムを活用した学習機会の提供）、土曜日の教育支援、地域未来塾に係る学習支援等、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく活動を通して、地域全体の教育力の向上を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	市町村

### Ⅲ 青少年の成長を社会全体で支える環境づくり

#### (1) 家庭・学校・地域の連携の推進（連携）

##### ① 子育て支援体制の整備

事業名	しまね子育て応援パスポート事業（こっころ事業）		
概要	子育て家庭に交付される「しまね子育て応援パスポート Coccolo（こっころ）」を象徴事業として、子育てを社会全体で温かく応援する気運の醸成や地域づくりの推進を図ります。		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	県・市町村・民間

事業名	地域の創意工夫による子育て支援の充実		
概要	地域の特性や子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域住民や民間団体、企業等、多様な主体が参画した創意工夫による子育て支援を提供することで、子育て家庭の不安感や負担感、孤立感の解消を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援します。（しまねすくすく子育て支援事業、みんな子育て応援地域モデル事業）		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	県・市町村・民間

事業名	民間の子育て支援活動の促進		
概要	少子化対策に資する民間団体等の取組の推進を図るとともに、団体間の交流を促進する他、情報提供を市町村と連携して支援します。（しまねすくすく子育て支援事業、みんな子育て応援助成事業、みんな子育て応援隊育成事業）		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	県

事業名	親子の気軽な交流の場の設置		
概要	子育てに関する不安感や負担感、孤立感を緩和し、安心して喜びを感じながら子育てができるよう、子育て中の親子が気軽に集い、交流や仲間づくりを行うことができる場（子育てサークル等）の活動を支援します。（しまねすくすく子育て支援事業）		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	市町村

事業名	地域の子育て支援機能の充実		
概要	子育てに関する不安感や負担感の増大に対応するため、子育て支援センターに対して必要な経費を補助し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。（地域子育て支援拠点事業、しまねすくすく子育て支援事業）		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	市町村

事業名	子育てに関する情報提供の充実		
概要	子育て等に関する必要な情報が得られるよう、インターネットやパブリシティの活用、フリーペーパーの発行を行うとともに、市町村と連携した情報提供の充実を図ります。(しまねすくすく子育て支援事業)		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	県・市町村

事業名	地域の保育ニーズに対応した受入れ児童数の確保		
概要	市町村と連携し、地域の保育ニーズに対応した施設整備や保育士等の人材確保への支援を行い受入れ児童数の確保に取り組みます。(保育所等整備交付金、認定こども園整備事業、待機児童ゼロ化事業)		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	県・市町村・民間

事業名	認定こども園、幼稚園、保育所等の運営支援		
概要	認定こども園、幼稚園、保育所等へ運営に要する経費を助成します。 子ども・子育て支援新制度に移行しない私立保育園に対する私学助成金を支給します。(私立学校振興費補助金交付事業) 定員20人で入所児童数が定員に満たない保育所に対する運営に要する経費を助成します。(しまねすくすく子育て支援事業)		
担当課	総務部総務課、子ども・子育て支援課	実施主体	県・市町村

事業名	保育士の確保・定着事業		
概要	保育環境の充実を図るため、保育士の確保定着に向けた取組を推進します。(保育士養成施設新規卒業者確保、保育士・保育所支援センター設置、保育士修学資金貸付、潜在保育士復帰支援、保育補助者雇上げ支援、認可外保育施設等保育士資格取得支援事業、保育士採用2～5年目研修)		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	県

事業名	教育・保育等に従事する者の質の向上		
概要	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育、保育、地域の子育て支援の質の向上を図ります。(育児支援専門研修、子育て支援員研修、地域子育て支援センター担当者研修、ファミリー・サポート・センター担当者研修会、就学前人権・同和教育講座、幼保小連携講座、就学前の気になる子どもの理解と支援講座、子育て支援者スキルアップ講座、障がい児の預かり人材養成講座)		
担当課	子ども・子育て支援課、教育指導課	実施主体	県

事業名	多様なニーズに対応した子育て支援事業		
概要	<p>子育て中の保護者とその家庭の多様なニーズに対応できるよう、地域の子育て支援事業を推進し、子育てと仕事の両立や子育ての不安の解消を図ります。(地域子ども・子育て支援事業)</p> <p>また、国基準を満たすことができない小規模な事業に対して経費を助成することによって、中山間地域等での子育て支援の充実を図ります。(しまねすくすく子育て支援事業)</p>		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	市町村・民間

事業名	保育料軽減事業		
概要	<p>保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育てに係る経済的負担を軽減するため、市町村が保育料を軽減するために必要な経費の一部を助成します。(第1子・第2子に係る保育料軽減事業、第3子以降保育料軽減事業)</p>		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	市町村

事業名	放課後児童健全育成の推進		
概要	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の余裕教室や児童館等を利用して遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るため、放課後児童クラブの運営等に要する経費を助成し、子育てと仕事の両立や子育て支援の推進を図ります。(放課後児童健全育成事業、しまねすくすく子育て支援事業)</p>		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	市町村・民間

事業名	放課後児童健全育成に従事する者の質の向上		
概要	<p>放課後児童クラブに従事する者の半数は放課後児童支援員であることが求められることから、その資格認定研修を実施します。また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事する者等への合同研修を実施し、活動の質の向上を図ります。(放課後児童支援員認定資格研修、放課後子ども総合プラン研修)</p>		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	市町村・民間

事業名	子育てに関する経済的負担対応事業(児童手当の給付)		
概要	<p>中学校修了までの児童を養育している者に対し支給される児童手当の財源の一部を児童手当法に基づく負担割合で負担します。</p>		
担当課	青少年家庭課	実施主体	国・県・市町村

事業名	妊娠・出産包括支援事業（再掲）		
概要	妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い、育児不安等を抱える保護者への支援を行います。また、母子保健サービスを提供する中で切れ目のない支援を行い、子どもの健康づくりを推進します。		
担当課	健康推進課	実施主体	県・市町村

事業名	母子保健推進事業		
概要	全県や圏域ごとに母子保健に関わる関係者が参加する検討会議を開催し、子どもを取り巻く課題や取組方針の共有化を図っていきます。		
担当課	健康推進課	実施主体	県

事業名	乳幼児等医療費助成事業		
概要	小学校就学前の乳幼児の入院・通院・薬局等に係る医療費、就学後20歳未満の児童等の慢性呼吸器疾患等 14 疾患群による入院に係る医療費を対象に公費負担助成を実施します。		
担当課	健康推進課	実施主体	市町村

事業名	未熟児養育医療		
概要	未熟児は正常な新生児に比べて疾病にかかりやすく、その死亡率は極めて高率であり心身の障がいを残すことも多いため、医療を必要とする未熟児に対して養育に必要な医療の給付を公費により行います。		
担当課	健康推進課	実施主体	市町村

事業名	療育の給付		
概要	結核に罹患した児童に対し、医療費及び学習・療養生活に必要な物品の扶助を行います。		
担当課	健康推進課	実施主体	県

事業名	地域医療を支える医師確保養成対策事業		
概要	小児科医師・産科医師を含む不足診療科の医師確保対策に取り組みます。		
担当課	医療政策課	実施主体	県

事業名	看護職員確保対策事業		
概要	不足している看護職員の確保及び看護職員の資質向上を図ります。		
担当課	医療政策課	実施主体	県

事業名	仕事と家庭の両立支援（しまね子育て応援企業認定制度）		
概要	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主や労働者及び県民に対し、育児・介護休暇法等の関係法制度を普及啓発するとともに、従業員の子育てに配慮する企業の認定・顕彰等、社会的気運の醸成と高揚を図ります。		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	県

事業名	イクメン・イクボス養成事業		
概要	父親の育児参加が進むよう、イクメンの養成のための取組を実施します。また、仕事と家庭の両立のため、企業の管理職の育児に対する理解や協力が進むよう、イクボスの養成の取組を実施します。		
担当課	子ども・子育て支援課	実施主体	県

事業名	ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業		
概要	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、島根労働局など関係機関と連携し、リーフレットの作成など周知啓発を行います。		
担当課	雇用政策課	実施主体	県

## ② 家庭の教育力向上のための支援

事業名	家庭教育支援体制整備事業（再掲）		
概要	家庭・学校・地域社会が一体となって、「地域の子どもを地域で育てる」機運の醸成を図るとともに、子どもを核とした親子・子ども同士・地域の人々のふれあいや交流機会の充実を図り、家庭教育の支援体制を構築します。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	しまねのふるまい推進プロジェクト事業（再掲）		
概要	学校と家庭や地域が連携して、子どもと保護者、すべての世代での「ふるまい」の定着を推進し、家庭教育や子育て支援の充実を図ります。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

事業名	結集！しまねの子育て協働プロジェクト市町村支援事業（再掲）		
概要	地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、学校支援（学校支援地域本部）、放課後支援（放課後子ども教室）、家庭教育支援（親学プログラムを活用した学習機会の提供）、土曜日の教育支援、地域未来塾に係る学習支援等、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく活動を通して、地域全体の教育力の向上を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	市町村

事業名	青少年を健やかに育む意識向上事業（県民運動推進事業）		
概要	青少年育成県民会議が青少年の健全育成のために行う各種事業・活動に助成します。（「しまね家庭の日」普及啓発事業）		
担当課	青少年家庭課	実施主体	青少年育成島根県民会議

### ③ 地域と連携した学校づくりの推進

事業名	ふるさと教育推進事業（再掲）		
概要	ふるさとに残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく「ふるさと教育」を地域と学校で推進します。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

事業名	結集！しまねの子育て協働プロジェクト市町村支援事業（再掲）		
概要	地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、学校支援（学校支援地域本部）、放課後支援（放課後子ども教室）、家庭教育支援（親学プログラムを活用した学習機会の提供）、土曜日の教育支援、地域未来塾に係る学習支援等、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく活動を通して、地域全体の教育力の向上を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	市町村

### ④ 地域全体で青少年を育む意識の醸成

事業名	しまねのふるまい推進プロジェクト事業（再掲）		
概要	学校と家庭や地域が連携して、子どもと保護者、すべての世代での「ふるまい」の定着を推進し、家庭教育や子育て支援の充実を図ります。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

事業名	青少年を健やかに育む意識向上事業（健全育成広報啓発事業）		
概要	青少年の育成支援強調月間においてキャンペーンを行うとともに、スマートフォン及びインターネットの安全な利用を啓発します。		
担当課	青少年家庭課	実施主体	県

事業名	青少年を健やかに育む意識向上事業（県民運動推進事業）		
概要	青少年育成県民会議が青少年の健全育成のために行う各種事業・活動に助成します。（「しまニッコ！（スマイル声かけ）県民運動」、青少年育成アドバイザー養成事業）		
担当課	青少年家庭課	実施主体	青少年育成島根県民会議

⑤ 地域の人材活用と活動支援の充実

事業名	しまねのふるまい推進プロジェクト事業（再掲）		
概要	学校と家庭や地域が連携して、子どもと保護者、すべての世代での「ふるまい」の定着を推進し、家庭教育や子育て支援の充実を図ります。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

事業名	ふるさと教育推進事業（再掲）		
概要	ふるさとに残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく「ふるさと教育」を地域と学校で推進します。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

事業名	ふるさと体験活動モデル調査研究事業（再掲）		
概要	子どもたちが、島根の人や自然と深く関わり、ふるさとへの愛着や貢献意識を高めるために、公民館等が地域住民の協力を得て行う民泊、通学合宿等の宿泊を伴う体験活動に対する支援を行います。また、体験プログラムの開発、成果の検証等を行い、ふるさと島根にある教育資源を生かした体験活動の普及啓発を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	結集！しまねの子育て協働プロジェクト市町村支援事業（再掲）		
概要	地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ、学校支援（学校支援地域本部）、放課後支援（放課後子ども教室）、家庭教育支援（親学プログラムを活用した学習機会の提供）、土曜日の教育支援、地域未来塾に係る学習支援等、学校・家庭・地域が協働して子どもを育てていく活動を通して、地域全体の教育力の向上を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	市町村

事業名	青少年を健やかに育む意識向上事業（県民運動推進事業）		
概要	青少年育成県民会議が青少年の健全育成のために行う各種事業・活動に助成します。（青少年育成島根県民会議表彰）		
担当課	青少年家庭課	実施主体	青少年育成島根県民会議

事業名	老人クラブ活動助成事業		
概要	元気な高齢者等の活躍により、地域の特性を活かした農林漁業体験、伝統文化・芸能継承体験など、青少年が様々な知識や技能を学ぶことができる世代間交流を支援します。		
担当課	高齢者福祉課	実施主体	県

事業名	社会教育研修センター事業		
概要	「地域力」の醸成に資する人材〔社会教育指導者（市町村社会教育担当者・公民館等職員等）及び社会教育にかかわる方〕を養成する研修を実施します。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	青少年の家事業（再掲）		
概要	小・中学生を中心とした青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上に資するため、学習及び交流の機会としての「自然体験」や「共同生活」、「宿泊研修」などの場を提供します。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	少年自然の家事業（再掲）		
概要	小学生を中心とした子どもたちに、江津市・浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	県立図書館事業（再掲）		
概要	県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。		
担当課	社会教育課	実施主体	県

事業名	子ども読書活動推進事業（再掲）		
概要	学校図書館の充実と活性化を図り、図書館を活用した教育を推進するとともに、読み聞かせや親子読書の普及によって読書習慣の確立を図ること、学校、家庭、地域における子どもの読書活動を推進します。		
担当課	教育指導課、社会教育課	実施主体	県

## （２）社会環境健全化の推進（環境整備）

### ① 安全安心な地域づくりの推進

事業名	民生委員活動推進事業（民生委員・児童委員研修の推進）		
概要	民生委員・児童委員の資質の向上により、的確な相談対応をしていただくため、研修を実施します。		
担当課	地域福祉課	実施主体	県（島根県民生児童委員協議会へ委託）

事業名	子ども、女性の安全対策の推進		
概要	声かけ、つきまとい事案等に対しては、行為者を早期に特定し、検挙又は指導・警告措置を講じます。		
担当課	少年女性対策課	実施主体	県

## ② 有害環境の浄化対策の推進

事業名	有害環境浄化に向けた啓発		
概要	健全育成ボラティアの街頭活動等により、地域住民に対して「島根県青少年の健全な育成に関する条例」等、子どもの健全な育成を図るための法令の主旨の周知を図ります。		
担当課	青少年家庭課、少年女性対策課	実施主体	県

事業名	健全な環境確保に向けた事業者への啓発		
概要	少年指導委員による風俗営業所への立入、関係機関が連携したコンビニエンスストアなど 24 時間営業店への巡回などを通じて、法令遵守により、子どもの健全育成への協力要請を行います。また、違反営業者に対しては厳正な取締りを行います。		
担当課	少年女性対策課	実施主体	県

## ③ インターネット等をめぐる問題対策の推進

事業名	子どもに対する情報モラル教育の推進		
概要	小学校、中学校、高等学校において、不適切な利用によって、犯罪の被害を招いた事例及びスマートフォン等の利用時のルールとマナーについて説明し、正しい活用についての理解を深めます。		
担当課	少年女性対策課	実施主体	県

事業名	携帯電話販売店等に対するフィルタリング促進要請		
概要	携帯電話販売店等に対して、子どもが使用するスマートフォン等の販売時には、必ず保護者に対し、フィルタリングの設定をするよう要請します。		
担当課	青少年家庭課、少年女性対策課	実施主体	県

事業名	ペアレンタルコントロール促進		
概要	PTA、地域の会合等を通じ、保護者に対して、フィルタリングや家庭におけるルールづくり、子どものスマートフォン等の利用状況の管理等必要性を意識づけます。		
担当課	少年女性対策課、青少年家庭課	実施主体	県

# 子ども・若者育成支援推進法

(平成21年7月8日法律第71号)

## 第一章 総則(第一条—第六条)

### 第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)

### 第四章 子ども・若者育成支援推進本部(第二十六条—第三十三条)

### 第五章 罰則(第三十四条)

### 附則

## 第一章 総則

### (目的)

**第一条** この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況であることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。)について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

### (基本理念)

**第二条** 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととも次代の社会を担うことができるようになるこ

とを目指すこと。

二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。

三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

### (国の責務)

**第三条** 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

**第四条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (法制上の措置等)

**第五条** 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告)**

**第六条** 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

**第二章 子ども・若者育成支援施策**

**(子ども・若者育成支援施策の基本)**

**第七条** 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

**(子ども・若者育成支援推進大綱)**

**第八条** 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

**2** 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の

増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

**3** 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

**(都道府県子ども・若者計画等)**

**第九条** 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

**2** 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

**3** 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

**(国民の理解の増進等)**

**第十条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

**(社会環境の整備)**

**第十一条** 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環

境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### (意見の反映)

**第十二条** 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### (子ども・若者総合相談センター)

**第十三条** 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

**第十四条** 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

#### (関係機関等による支援)

**第十五条** 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事する者(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

- 二 医療及び療養を受けることを助けること。

- 三 生活環境を改善すること。

- 四 修学又は就業を助けること。

- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

**2** 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

#### (関係機関等の責務)

**第十六条** 関係機関等は、必要な支援等が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。

- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。

- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

#### (調査研究の推進)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

#### (人材の養成等)

**第十八条** 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### (子ども・若者支援地域協議会)

**第十九条** 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置くよう努めるものとする。

2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

#### （協議会の事務等）

**第二十条** 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

2 協議会を構成する関係機関等（以下「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等（構成機関等に該当しない子ども・若者総合支援センターとしての機能を担うものを含む。）に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

#### （子ども・若者支援調整機関）

**第二十一条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

#### （子ども・若者指定支援機関）

**第二十二条** 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることに

より必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等（調整機関を含む。）のうちから一つの団体を限り子ども・若者指定支援機関（以下「指定支援機関」という。）として指定することができる。

2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

#### （指定支援機関への援助等）

**第二十三条** 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体（協議会を設置していない地方公共団体を含む。）に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。

3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力をを行うよう努めるものとする。

#### （秘密保持義務）

**第二十四条** 協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

#### （協議会の定める事項）

**第二十五条** 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第四章 子ども・若者育成支援推進本部

#### （設置）

**第二十六条** 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務等)

**第二十七条** 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられ事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

**第二十八条** 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

**第二十九条** 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

**第三十条** 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十四号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(子ども・若者育成支援推進本部員)

**第三十一条** 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、事項に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣

三 法務大臣

四 文部科学大臣

五 厚生労働大臣

六 経済産業大臣

七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

**第三十二条** 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

**第三十三条** 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

**第三十四条** 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 子供・若者育成支援推進大綱

～全ての子供・若者が健やかに成長し、  
自立・活躍できる社会を目指して～

(平成28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部)

## 第1 はじめに

子供・若者は、親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在である。一人一人の子供・若者が持つ能力や生まれ育つ環境は異なっても、全ての子供・若者が、身近な愛情に包まれながら挑戦と試行錯誤を繰り返す中で、自尊感情や自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、社会的に自立した個人として健やかに成長するとともに、多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くことが求められている。

子供・若者の育成支援は、家庭を中心として、国及び地方公共団体、学校、企業、地域等が各々の役割を果たすとともに、相互に協力・連携し、社会全体で取り組むべき課題である。その際には、一人一人の子供・若者の立場に立って、児童の権利に関する条約等に示されている子供・若者の人権の尊重及び擁護の観点も踏まえ、生涯を見通した長期的視点及び発達段階についての適確な理解の下、最善の利益が考慮される必要がある。

我々は皆、自らの行動を通じて、次代を担う子供・若者に正義感や倫理観、思いやりの心を育むことができる。さらに、あらゆる子供・若者に自立の機会と活躍の場を用意するために、それぞれの子供・若者の置かれた状況等にきめ細かに応じた支援を総合的・体系的・継続的に実施することにより、安心安全と信頼のネットワークに支えられた共生社会の構築に一層の関心を払うべきである。

我々は、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総掛かりで目指していく。

### (家庭を巡る現状と課題)

三世帯世帯が減少する一方、ひとり親世帯が増加するなど、家庭内において子育てを学び、助け合うことが難しくなり、親が不安や負担を抱えやすくなっている現状にあり、社会全体で子育てを助け合う環境づくりが必要である。特に、ひとり親家庭においては、経済的に困窮している実態がうかがえ、貧困の連鎖を断つための取組を着実に実施する必要がある。また、児童虐待については、児童相談所における相談対応件数や警察における検挙件数が増加しており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

子供・若者の置かれた家庭環境は多様であり、個々の状況を踏まえ、子供・若者やその家族に適切に対応することが求められる。

### (地域社会を巡る現状と課題)

地域社会は、家庭や学校とは異なる人間関係や様々な体験の提供を通じて、子供の健やかな成長に重要な役割を有している。しかしながら、近所付き合いをする人数が減少傾向にあるほか、町内会・自治会に参加していない人の割合が増加傾向にあるなど、地域におけるつながりの希薄化が懸念されている。

地域における見守りや健全育成の機能を発揮させるために、地域住民やNPO等が子供・若者育成支援を支える担い手として活躍する共助の取組を促進する必要がある。

### (情報通信環境を巡る現状と課題)

急速なスマートフォンの普及、新たな情報通信サービスの出現等、子供・若者を取り巻く情報通信環境は常に変化し続けている。特に、インターネットの急速な普及は、子供・若者の知識やコミュニケーションの空間を格段に広げる可能性をもたらす一方で、違法・有害情報の拡散やコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数の増加等、負の影響をもたらす両刃の剣ともなっている。

また、現実社会とは別に、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を介してインターネット上に新たなコミュニティが形成されており、大人

の目の届きにくいネット上のいじめが多数報告されているほか、ネット依存も指摘されている。

### （雇用を巡る現状と課題）

若者が自立し社会で活躍するためには、就業し、経済的基盤を築くことが必要である。経営環境のグローバル化・情報化等による経済社会構造の変化に伴い、より高度な能力を有する人材が求められている。一方、新規学卒者の一括採用という雇用慣行の中、新規学卒時に非正規雇用の職に就く場合又は進学も就職もしない場合には、その後も十分な就業機会や職業能力開発の機会を持ちにくく、社会の中で不安定な状態から長く脱出できないとの指摘がある。

このため、各学校段階を通じて社会的・職業的自立に必要なとされる能力・態度を育てるキャリア教育に取り組むとともに、学校以外でも職業能力開発の機会の充実を図ることが重要である。

さらには、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により若者の雇用安定化と所得向上に取り組むことが重要である。

政府においては、平成 22 年 4 月の子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け同年 7 月に作成した「子ども・若者ビジョン」（平成 22 年 7 月 23 日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、これまで各種施策を実施してきたところである。

同ビジョンでは、おおむね 5 年を目途に見直しを行うこととされていることから、平成 26 年 7 月、子ども・若者育成支援推進点検・評価会議において、大綱の見直しに向け、「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン」）の総点検報告書」を取りまとめ、また、平成 27 年 11 月、新たな大綱の策定に向け、「新たな大綱に盛り込むべき事項について（意見の整理）」を取りまとめた。

同報告書においては、困難を有する子供・若者について、生まれてから現在に至るまでの育成環境において様々な問題に直面した経験を有してい

る場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていること等が指摘された。

ここに、上述の課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、同ビジョンに代わる新たな大綱を作成するものである。

## 第2 基本的な方針

本大綱においては、「第1 はじめに」で記載した状況認識等を踏まえ、特に次の課題について重点的に取り組むこととする。

### （1）全ての子供・若者の健やかな育成

基本的な生活習慣について、乳幼児期に家庭を中心に形成されるように支援するとともに、学力の向上、体力の向上、情報通信技術の適切な利用を含むコミュニケーション能力の育成、規範意識や思いやりの心の涵養かんに取り組む。また、キャリア教育等を通じて、子供・若者の勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図る。さらに、円滑な就職支援と非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善等により、若者の雇用安定化と所得向上に取り組む。

また、子供・若者が自らの心・身体の健康を維持することができるよう健康教育を推進するとともに、とりわけ思春期の子供・若者に対しては、妊娠・出産・育児に関する教育を充実させる。子供・若者が自らの心身や権利を守るためには、主体的に相談し支援を求める能力を持つことが重要であることから、困難を抱えた場合における相談先についての広報啓発、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解の促進等を通じて、自ら考え自らを守る力を育成し、困難な状況に陥らないよう予防を図る。

子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供や助言を行う拠点（法第 13 条に基づく子ども・若者総合相談センター）の機能が全国で確保さ

れるよう、地方公共団体その他の関係団体を支援する。

## (2) 困難を有する子供・若者やその家族の支援

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、法第19条第1項に基づく子ども・若者支援地域協議会の地方公共団体における整備を推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

また、困難を有する子供・若者やその家族が抱える問題に応じて、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施するアウトリーチ（訪問支援）を充実させる。

さらに、子供の貧困については、貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、対策を一層推進するとともに、児童虐待については、その発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護・自立支援に至るまでの一連の対策の更なる強化を図る。このほか、虐待を受けた子供などをより家庭的な環境で育てることができるよう、社会的養護の推進を図る。

## (3) 子供・若者の成長のための社会環境の整備

全ての就学児童が放課後等を安全に安心して過ごし、地域住民の参画を得て体験・交流活動を行う活動拠点の充実を図る。また、子供・若者が、家庭や学校とは異なる対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができるよう、地域等における各種の体験・交流活動の機会の充実を図る。

子供・若者によるインターネット利用の急速な

普及・浸透を踏まえ、商品・サービスを提供する民間企業を始めとする全ての組織、個人が、当事者意識を持ってそれぞれの役割を果たし、相互に協力・補完しながら、安全で安心な環境の整備に取り組む。

保護者が子供と向き合う時間を持つことができるよう、また、若者が自己啓発や地域活動への参加のための時間を持つことができるよう、企業を含む社会全体で、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向けた取組を推進する。

## (4) 子供・若者の成長を支える担い手の養成

子育て経験者、様々な経験を有する高齢者等による子供・若者育成支援に係る活動への参加を促す取組を進めるとともに、NPO、企業等の参画を促進し、官公民の連携による地域における共助機能の充実を図る。

子供・若者に関する総合的な知見を有し、公的機関や地域のNPO等において子供・若者育成支援に携わるコーディネーターの養成を図る。子供・若者の成長に関わる様々な専門職の養成・確保に努めるとともに、専門性を高めるための研修の充実、専門職の間での連携を図る。

## (5) 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

グローバル化が進行する社会に必要なとされるチャレンジ精神、英語等の語学力、コミュニケーション能力、日本人としてのアイデンティティ等を培う教育を推進する。また、科学技術人材を育成するために、理数好きな子供の裾野を拡げ、子供の才能を見出し伸ばす施策を充実する。さらに、情報通信技術の進化に適応し活用する人材、国際的に活躍する次世代の競技者、新進芸術家等の育成を図る。

地方公共団体、地元企業、大学等が連携し地域産業を担う若者を育成するとともに、地域に居住して地域おこしに取り組む若者を支援するなど、地域で活躍する若者を応援する。このほか、社会に貢献する子供・若者に対する内閣総理大臣表彰を創設する。

### 第3 基本的な施策

#### 1 全ての子供・若者の健やかな育成

##### (1) 自己形成のための支援

###### ① 日常生活能力の習得

###### (基本的な生活習慣の形成)

子供の基本的な生活習慣の形成について、「早寝早起き朝ごはん」国民運動等を通して、家庭、学校、地域や、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発に係る取組を推進するとともに、掃除等の日常的な体験の場の提供を進める。また、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進する。

###### (規範意識等の育成)

規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、道徳教育の充実、非行防止教室の開催、インターネットの適切な利用に関する学習活動や発表・討論を取り入れた学習活動を推進する。

###### (体験活動の推進)

豊かな人間性、社会性を育むとともに、子供の意欲とチャレンジ精神を引き出し、「生きる力」を育むため、子供の発達段階や子供の置かれた状況に応じた自然体験、社会体験、生活体験、芸術・伝統文化体験の場を創出するとともに、社会的気運を醸成することにより体験活動を積極的に推進する。

###### (読書活動の推進)

国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるなど、子供の読書活動を推進する。

学校においては、子供が読書に親しむ機会を充実させるため、学校図書館の充実を図るとともに、司書教諭の配置の促進や、学校司書の配置に努める。

社会教育においては、図書館や公民館が住民にとってより身近で利用しやすい施設となるよう環境整備を推進するとともに、地域の指導者の養成を促進する。

###### (体力の向上)

体育の授業や運動部活動の充実を図るとともに、学校や地域における体力の向上のための取組を推進する。

###### (生涯学習への対応)

多様な学習ニーズに対応する取組や、学習した成果が適切に評価されるための仕組みを作る取組等を推進する。また、学び直しなどを通じて男女の別なくキャリアを伸ばせる環境の整備を推進する。

###### ② 学力の向上

###### (知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」の確立)

基礎的・基本的な知識・技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成、学習意欲の向上や学習習慣の確立に向けて、アクティブ・ラーニングの視点に立った学びの推進などを行う。

###### (基礎学力の保障等)

小中学校段階において、基礎学力を保障するため、特に学力不十分な子供への個別サポートの充実、学習が遅れがちな中学生等に向けた補習事業等の取組を推進する。

既存の学校教育の枠組みになじめない子供に対しては、小中学校段階における学力を身に付ける機会の提供を一層推進する。

###### (高校教育の質の保証)

希望する全ての子供が高校を卒業できるよう、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、学習面や生活面での支援を行うとともに、教育の質の保証を図る。

また、生徒の実態に応じ、小中学校段階での学習内容の確実な定着を図るための

学習機会を設けるなど学び直しを推進する。

#### **(学校教育の情報化の推進)**

情報通信技術を活用して、子供同士が教え合い学び合うなど、双方向で分かりやすい授業の実現、教職員の負担の軽減、児童生徒の情報活用能力の向上が図られるよう、21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える。

#### **(多様な価値観に触れる機会の確保等)**

インターネットを利用した調べ学習や、国際交流などを通して、普段の生活の場を越えた多様な価値観と社会の様子を学ぶとともに、情報機器を用いて世界の人々と継続的なコミュニケーションがとれるようになるための支援を充実させる。

### **③ 大学教育等の充実**

#### **(教育内容の充実)**

大学・専修学校等において教育内容・方法の改善を進めるとともに、学生の主体的な学修を重視し、質の高い教育の展開を支援する。また、情報社会の基礎理念や、情報の高度な利活用の在り方を学ぶ機会を増やす。さらに、大学・専修学校等において、社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための生涯学習の取組を促す。

### **(2) 子供・若者の健康と安心安全の確保**

#### **① 健康教育の推進と健康の確保・増進等**

##### **(健康教育の推進)**

心の健康に関する知識、薬物乱用に関する知識、発達段階に応じた性に関する知識について、専門家の協力も得ながら学校における健康教育の充実と推進を図る。

##### **(思春期特有の課題への対応)**

未成年者の喫煙及び飲酒をなくし、人工妊娠中絶の実施率や性感染症罹患率及び児童・生徒における痩身傾向児の割合を減少させることを目標として、各種の取組を

推進する。

#### **(妊娠・出産・育児に関する教育)**

妊娠や出産、育児などに関する正しい理解を促すため、児童・生徒から社会人に至るまで、家庭、学校、地域において、教育や情報提供に係る取組を充実させる。

また、中学生、高校生が、親と同じような立場に立って実際に子供と触れ合い、遊び、更に進んで世話をするといった体験活動を推進する。

#### **(10代の親への支援)**

10代で親になる者に対し、出産や子育ての知識や経験の不足に対する相談、支援の整備を進める。

#### **(安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療の充実等)**

「少子化社会対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)に基づき、安心で安全な妊娠・出産の確保や小児医療の充実等のための施策を推進する。

### **② 子供・若者に関する相談体制の充実**

#### **(相談窓口の広報啓発等)**

子供・若者が困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、子供・若者に対し各種相談窓口についての広報啓発を行うとともに、雇用や消費者保護等の関係法令についての適切な理解を促進するなどして、自ら考え自らを守る力を育成する。

#### **(子ども・若者総合相談センターの充実)**

地方公共団体において、子供・若者育成支援に関する地域住民からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(子ども・若者総合相談センター)の機能が確保されるよう、優良事例の紹介や関係者への研修を通じた支援を行う。

#### **(学校における相談体制の充実)**

学校におけるスクールカウンセラーや

スクールソーシャルワーカー等の活用など相談体制の整備を支援し、これらの専門職の配置を促進する。

#### (地域における相談体制の充実)

地域において、子供の発育・発達や心の健康問題、薬物乱用、性、感染症等に関する相談の充実や医療機関による対応の充実を図る。

また、未成年が消費生活問題・トラブルに巻き込まれることもあることから、消費生活相談の周知を行う。

#### (いじめ防止対策等)

学校において、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や教育センターや医療機関などの関係機関等と連携した取組等を促進する。

いじめによる被害少年の精神的被害を回復するために特に必要な場合には、保護者の同意を得た上で、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等によりカウンセリング等の継続的な支援を行う

#### (暴力対策等)

問題行動を起こす児童・生徒への指導や事件を起こした少年に対する適切な処遇を推進し、再発防止を図るとともに、スクールサポーターや学校警察連絡協議会等の活性化を通じて、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を促進する。

### ③ 被害防止のための教育

#### (被害防止のための教育)

犯罪被害、自然災害、交通事故等の危険から自分や他者の身を守る能力を養うため、参加・体験・実践型の教育手法を活用するなどして安全教育を推進する。

配偶者等からの暴力、ストーカー行為等の加害者にも被害者にもならないための予防啓発の充実を図る。

メディアリテラシーを身に付け、情報モ

ラルを養うことを推進する。特に、いわゆるリベンジポルノの被害の発生を未然に防止するための教育や啓発活動を推進する。

労働法等労働者の権利に関する知識を身に付けるための教育や啓発活動を推進する。

消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、その自立を支援するための消費者教育を推進する。特に、成年と未成年が混在する大学等においては、消費者の権利と責任が大きく変化することも踏まえ、学生の持つ様々な側面に応じ、大学等として積極的に消費者教育に取り組むことを促す。

### (3) 若者の職業的自立、就労等支援

#### ① 職業能力・意欲の習得

##### (キャリア教育の推進)

子供・若者が勤労観や職業観を養い、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けるとともに、男女ともに経済的に自立していくことの重要性について学ぶため、企業等と連携・協力しつつ、各学校段階を通じキャリア教育及び職業教育を体系的に充実させる。その際、職場体験・インターンシップ等の体験的な学習活動を効果的に活用する。また、大学・専修学校等における、地域や産業界の各種団体を始めとする社会と連携・協力したキャリア教育の体制構築を支援する。

##### (能力開発施策の充実)

職業に必要な知識・技能を習得させることにより若者の就職を支援するため、公共職業訓練や求職者支援訓練を実施する。

また、若者のキャリア形成に資するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとしてジョブ・カードの普及促進を図るとともに、企

業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供する。

若者が職業人として働く上で、必要な職業技術を身に付けることができるよう、大学・専修学校等における産業界等との連携による人材養成の取組を推進する。

## ② 就労等支援の充実

### (新卒者等に対する就職支援)

新卒応援ハローワーク等において、ジョブサポーター等による担当者制の個別支援、各種セミナーを開催するとともに、大学・専修学校等との連携による学校への出張相談など、就職に向けたきめ細かな支援を行う。

### (職業的自立に向けての支援)

わかものハローワーク等において、フリーター等の若者に対して、担当者制による個別支援により、職業相談・職業紹介から職業定着に至るまでの一貫したきめ細かな支援を行う。また、若年者地域連携事業においても、地域の実情に応じた就職支援メニューをジョブカフェにおいて実施し、フリーター等の安定した雇用の実現を目指す。

### (非正規雇用対策の推進)

意欲と能力に応じ、非正規雇用から正規雇用へ移行できるようにするとともに、就業形態にかかわらず、公正な処遇や能力開発の機会が確保されるようにするなど、非正規雇用対策を推進する。

### (若者雇用促進法の施行による就職支援)

若者が、充実した職業人生を歩んでいくためには、社会の入口である新規学校卒業段階でのミスマッチを解消していくことが重要である。そのため、青少年の適切な職業選択の支援に関する措置や職業能力の開発・向上に関する措置を総合的に講ずることを目的とした青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)

に基づき、新卒者の募集を行う企業が幅広く職場情報を提供する仕組み、一定の労働関係法令違反の求人者についてハローワークで新卒求人を受理しない仕組み等の着実な実施を推進する。

### (若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対策の推進)

若者が安心して働くことができる環境づくりに向けて、過重労働や賃金不払残業など若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対して、監督指導等を実施する。

## (4) 社会形成への参画支援

### (社会形成に参画する態度を育む教育の推進)

社会の一員として自立し、適切な権利の行使と義務の遂行により、社会に積極的に関わろうとする態度等を育む教育を推進する。

民主政治や政治参加、法律や経済の仕組み、社会保障、労働者の権利や義務、消費に関する問題など、政治的教養を育み、勤労観・職業観を形成する教育に取り組む。

### (ボランティアなど社会参加活動の推進)

ボランティア活動を通じて市民性・社会性を獲得し、地域社会へ参画することを支援する。

## 2 困難を有する子供・若者やその家族の支援

### (1) 子供・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

#### (子ども・若者支援地域協議会を通じた縦と横の支援ネットワークの構築)

子供が生まれてから大人になるまでのライフサイクルを見通し、国及び地方公共団体の機関はもとより、家庭、学校、地域が一体となって、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の支援を重層的に行うため、子ども・若者支援地域協議会

(以下この項目において単に「協議会」という。)の地方公共団体における整備を推進するとともに、地域の関係機関等がネットワークによる支援の意義を理解し、協議会に参画することを推進する。

これにより、子供・若者に対し年齢階層で途切れることなく継続した支援を行う「縦のネットワーク」を機能させる。あわせて、同協議会の核となる機関・団体が中心となり、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が、個々の子供・若者に関する情報を適切に共有し、有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる。

とりわけ、協議会と児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携することで、18歳以降の若者に対しても継続的に支援を行うとともに、支援が必要な子供・若者の情報を協議会で共有することで、構成機関等において切れ目なく適切な支援を提供できる体制を整備する。

#### (アウトリーチの充実)

困難を有する子供・若者に対しては、関係機関等の施設はもとより、住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うことが必要である。このため、アウトリーチ等の支援に携わる人材の養成を図る研修を実施する。

## (2) 困難な状況ごとの取組

### ① ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

#### (ニート等の若者の支援)

ニート等の若者に対して、各人の置かれた状況に応じた専門的な相談、地域の若者支援機関のネットワークを活用した誘導等、多様な就労支援メニューを提供する地域若者サポートステーション事業により、ニート等の若者の職業的自立支援を推進

する。

#### (ひきこもりの支援)

ひきこもりの一次的な相談窓口であるひきこもり地域支援センターや精神保健福祉センター、保健所、市町村保健センター、児童相談所等において相談・支援を行う。

#### (不登校の子供・若者の支援)

未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとともに、学校内外における相談体制の整備を進める。

#### (高校中途退学者及び進路未決定卒業者の支援)

地域若者サポートステーション、学校等が連携協力の下、退学、卒業後の状況等に関する実態の把握に努め、効果的な支援を行う。

## ② 障害等のある子供・若者の支援

#### (障害のある子供・若者の支援)

障害のある子供・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害者権利条約の理念を踏まえ、インクルーシブ教育システムの構築のために、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育を引き続き推進するとともに、障害のある子供・若者が継続的にスポーツ活動や文化芸術活動を実施できる環境整備を推進する。

さらに、障害のある子供・若者が、身近な地域で安心して生活できるよう在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、障害の特性に配慮した適切な支援が提供されるよう取組を推進する。

#### (発達障害のある子供・若者の支援)

医療、保健、福祉、教育関係機関等の連携が重要であることから、発達障害者支援センターを核とした地域支援体制の強化

を推進する。

健康診査等を通じた早期発見に努めるほか、保健指導手引書の普及等により適切な相談・指導の実施を推進する。

発達が気になる段階からの支援や、学校、相談支援事業所等において、発達の段階に応じた適切な指導等を行うとともに、発達障害教育情報センター、発達障害情報・支援センター等において、発達障害についての正しい理解の啓発や情報提供等の充実を図る。

#### **（障害者に対する就労支援等）**

障害者雇用率を柱とした障害者雇用の一層の促進を図るとともに、ハローワークを中心に、福祉・教育機関と連携した障害者就労支援チームによる支援を行うこと等により、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を展開する。あわせて、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練機会を確保する。

学校において、産業界や労働関係機関との連携の下、就業体験の機会を積極的に設けるなどして職業教育の充実を図る。

また、就労継続支援B型事業所（旧授産施設）等で働く障害のある人の工賃水準の引上げ等に取り組むとともに、企業等で働く機会を増やすため福祉的就労から一般雇用への移行促進を図る。

#### **（障害者に対する文化芸術活動の支援）**

障害者の優れた芸術活動や芸術作品の実態把握や展示等の推進、障害者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等への支援を通じ、障害者等の文化芸術活動の充実を図る。

#### **（慢性疾患を抱える児童等や難病患者の支援）**

小児慢性特定疾病児童等及び難病患者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）に基づき医療費の助成を行うと

ともに、その自立を支援するための相談支援等、都道府県等が行う事業の促進を図る。

また、疾病児童等については移行期医療の体制整備を促進するとともに、難病患者に対して就労支援を引き続き実施する。

### **③ 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等（総合的取組）**

更生保護サポートセンター、法務少年支援センター（少年鑑別所）やサポートチームの活用等により、少年の非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進する。また、学校問題解決支援チームや学校警察連絡協議会、学校警察連絡制度、子ども・若者支援地域協議会などの活用、スクールサポーター制度の拡充等により、学校や警察等の地域の関係機関等の連携を図る。

#### **（非行防止、相談活動等）**

少年非行等の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組、地域のみなと連携した多様な活動機会の提供や居場所づくりのための取組等を推進する。

また、様々な悩みを持つ少年やその家族等からのSOSを受け止め、適切な助言、支援等を行うため、学校や青少年センター等における相談体制の整備等に努めるとともに、地域や学校、関係機関等の連携・協働による取組を推進する。

民間ボランティアと連携しつつ街頭補導活動に取り組むとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進する。

暴走族を始めとする非行集団等の集団的不良交友関係については、その実態を把握し、検挙・補導、SOSを発信している少年の発見・救出、個々の少年の立ち直り支援を行うなど、その解消に向けた対策を推進する。

法務少年支援センター（少年鑑別所）は、

非行及び犯罪に関する各般の問題について、少年、保護者その他の者からの相談等に応じるほか、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うなど、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助業務を推進する。

#### **(薬物乱用防止)**

子供・若者による危険ドラッグを含む薬物の乱用防止対策については、学校等における薬物乱用防止教室・講習会の開催や大学入学時等のガイダンスにおける啓発の強化など、子供・若者に対する薬物乱用防止に資する教育、広報啓発活動の一層の強化を図る。

また、子供・若者の育成に携わる者に対する薬物乱用の実態や対策等に関する知見を深めるための研修等の充実を図る。

刑事施設・少年院・保護観察所において、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導を始めとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図る。加えて、相談窓口の周知や関係機関の連携強化、地域における薬物等依存症対策の推進など、薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組を推進する。

#### **(加害者に対するしよく罪指導と被害者への配慮)**

加害少年に対するしよく罪指導等を実施し、被害者の視点を取り入れた教育を充実させる。また、加害少年のプライバシー、更生への影響や事件の性質等を考慮しつつ、被害者の求めに応じて、適切な情報提供を行うなど被害者への配慮に努める。

#### **(施設内処遇を通じた取組等)**

少年鑑別所においては、鑑別対象者の資質上及び環境上問題となる事情を調査するとともに、その者が非行に陥った原因等を明らかにすることで、再非行、再犯を防

ぐために必要な処遇を実施できるよう、家庭裁判所とも連携を図りながら、鑑別及び観護処遇を充実、強化する。

少年院や少年刑務所における矯正教育や改善指導等、児童自立支援施設における自立支援のための指導等を充実させ、自他の尊厳と価値を知り、規範意識を高めることができるよう、個々の年齢や能力に応じた指導助言及び教育を行う体制の充実に努める。

少年院在院者の保護者等に対する実効性のある指導・助言を行う。

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

#### **(社会内処遇を通じた取組等)**

保護観察中の少年に対し、介護補助や奉仕活動等の地域の役に立つ活動を行わせることにより、自己有用感や社会性を向上させる社会貢献活動を実施するなどして処遇の強化を図るとともに、そのために必要となる体制の充実に努める。

保護観察に付されている少年の保護者等に対して、保護者会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛ける。

また、保護司等民間ボランティア団体の活動を推進するとともに、更生保護施設や自立援助ホームの充実等を図る。

社会全体で非行から立ち直った少年を見守り、その健全な育成を支援する気運を醸成し、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携・協働して行う居場所づくりを始めとした多様な立ち直り支援を推進する。

#### ④ 子供の貧困問題への対応

##### (教育の支援)

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子供が質の高い教育を受けられるよう、幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進、義務教育段階の就学援助、フリースクール等で学ぶ不登校児童生徒への支援、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度等による高校生への修学支援、大学生等への授業料減免や無利子奨学金の充実など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で、教育費の負担軽減に取り組む。

また、学校を貧困対策のプラットフォームとして位置付け、教職員等の指導体制の充実、公立学校等へのサポートスタッフの配置、多様な学習を支援する高等学校への支援による学校教育における学力保障・進路支援、スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置、家庭教育支援チーム等による支援の充実、経済的な理由や家庭の事情により学習が遅れがちな中学生等を対象とした情報通信技術の活用等による原則無料の学習支援（地域未来塾）の充実、放課後子供教室の充実、コミュニティ・スクールの導入促進、地域と学校の連携・協働の推進による地域における学習支援に取り組む。

さらに、夜間中学校の設置促進、青少年教育施設における規則正しい生活習慣や自立する力を身に付けるための体験活動の充実に取り組む。

加えて、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供を対象とした学習支援事業を実施するとともに、生活保護世帯の高校生等の奨学金、アルバイト収入を学習塾等の費用に充てる場合には収入認定から除外する。

##### (生活の支援)

生活保護受給者に対して就労による経

済的自立を支援するとともに、生活困窮世帯の子供やその保護者に対して、生活困窮者自立支援法(平成 25 年法律第 105 号)に基づき包括的な支援を行う自立相談支援事業や家計相談支援事業等による支援を実施し、必要に応じて適切な関係機関につなぐ。

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭等に、行政の支援が確実につながるようにするため、相談窓口へのアクセスの向上を図るとともに、子育て・教育・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができ体制の整備を推進する。さらに、一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員の派遣等により児童の世話等を行うことで、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境整備を図る。また、ひとり親家庭の子供の生活の向上を図るため、放課後児童クラブ等の終了後に生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを行う自治体の取組を支援する。

##### (保護者に対する就労の支援)

ひとり親が看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため養成機関で修業する場合に支給する高等職業訓練促進給付金など、知識技能の習得に係る給付金を充実するほか、ひとり親について試行就業から長期雇用につなげる道を広げるため、企業に対する助成金の拡充と活用促進を行う等、各種就業支援策を推進する。また、子育てと就業の両立のため、保育所等の優先利用を推進する。

ひとり親や生活困窮者・生活保護受給者の就労支援については、就労支援員等による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援などきめ細かい支援を実施する。また、生活保護受給者の就労や自立に向けたイン

センティブの強化として、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費を支給するとともに、安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合に就労自立給付金を支給する。

#### **(住宅の支援)**

特に住宅困窮度が高いひとり親世帯等の子育て世帯の居住の安定を確保するため、低廉な家賃での公的賃貸住宅の供給の促進、空き家を活用した子育て世帯向けの賃貸住宅の整備や子育て支援施設等の併設による公的賃貸住宅団地の福祉拠点化への支援等を行う。

#### **(経済的支援)**

母子父子寡婦福祉資金の貸付け、児童扶養手当及び公的年金制度による遺族年金を支給する。また、ひとり親家庭の最低限度の生活を保障するため、生活保護の母子加算の支給などにより、必要な保護を行う。ひとり親家庭の自立を助けるための貸付制度を設けるほか、児童扶養手当の機能の拡充を図る。

#### **(調査研究等)**

子供の貧困対策の推進に資するよう、子供の貧困に関する実態等の把握・分析を行い、その成果を対策に生かしていくよう努めるほか、子供の貧困に関する新たな指標を開発するため調査研究に取り組む。

また、国内外の調査研究の成果等の情報の収集・蓄積を行うとともに、地方公共団体が地域の事情を踏まえた対策を企画・立案、実施できるよう必要な情報提供に努める。

#### **(官公民の連携した取組)**

官公民の連携・協働プロジェクトとして「子供の未来応援国民運動」を推進し、各種支援情報を一元的に集約した上で、地域別、属性等別、支援の種類別に検索できる総合的な支援情報ポータルサイトの整備や、民間資金による基金を活用し、草の根

で支援を行うNPO等に対して支援を行うなど、国民運動事業の展開、充実を図る。

また、子供の貧困対策に係る取組の実効性を高めるため、地方公共団体等を通じた支援を行う。

### **⑤ 特に配慮が必要な子供・若者の支援**

#### **(自殺対策)**

日本が先進7か国で唯一、15歳から34歳までの若者の死因のトップが自殺となっているなど深刻な状況に鑑み、自殺予防週間・自殺対策強化月間での啓発事業や、地域における心の健康づくりや相談体制の充実等を推進するなど、「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)に基づき、自殺を防ぐ体制の充実を図る。

#### **(外国人の子供や帰国児童生徒の教育の充実等)**

外人の子供や帰国児童生徒が、就学の機会を逸することのないように、円滑な就学を目指した就学支援を行う。

また、公立学校の受入体制や日本語指導の体制を整備し、個人の実態に応じたきめ細かな適応支援や日本語指導の充実を図る。

#### **(定住外国人の若者の就職の促進等)**

日系人を始めとする定住外国人の若者の就職を促進するため、就職支援ガイダンス、職業意識啓発指導、職業指導等、個別の就職支援を行うほか、職業訓練を実施する。

#### **(性同一性障害者等に対する理解促進)**

性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等特に配慮が必要な子供・若者に対する偏見・差別をなくし、理解を深めるための啓発活動を実施する。

### **(3) 子供・若者の被害防止・保護**

#### **① 児童虐待防止対策**

### **(児童虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応)**

児童虐待の発生予防のため、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチを積極的に行うことや、支援を要する妊婦を把握し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する仕組みを構築すること等により、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁滅するよう努める。

また、児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初動対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所の体制整備や要保護児童対策地域協議会の機能強化等を図る。

### **(社会的養護の推進及び要保護児童等の居場所づくり)**

虐待を受けた子供など社会的養護が必要な子供をより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化等や里親・小規模居住型児童養育事業（ファミリーホーム）への委託の推進を図る。また、児童の家庭復帰後の再度の虐待発生を防止するため、親子関係再構築を円滑に進めるための支援を行う。さらに、自立に向けた生活支援や相談支援など、児童養護施設退所者等へのアフターケアの充実を図り、心の拠り所となる居場所づくりを推進する。

## **② 子供・若者の福祉を害する犯罪対策**

### **(子供・若者の福祉を害する犯罪対策)**

児童買春、児童ポルノに係る犯罪等を根絶するため、社会全体に対して広報啓発を行うとともに、サイバー補導を推進する。特に、被害児童の早期発見と被害の拡大防止を図るため、厳正な捜査及び適切な処理を行うとともに事件広報など情報発信を積極的に行い大人社会に警鐘を鳴らす。

特に、児童ポルノ排除対策については、

「第二次児童ポルノ排除総合対策」（平成25年5月28日犯罪対策閣僚会議決定）に基づく総合的な対策を実施する。

また、近年、新たな形態が出現している、少年の性を売り物とする営業については、その実態把握に努め、これらの営業において稼働している少年に対する補導を行うとともに、各種法令を適用して取締りを積極的に推進する。

### **(犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応)**

犯罪の被害を受けた子供・若者や、その兄弟姉妹を含む家族の精神的負担の軽減を図るなど、立ち直りを支援するため、専門職員等による継続的な支援活動を推進するとともに、関係機関等が連携して相談、訪問活動や環境調整等の支援を実施する。

## **3 子供・若者の成長のための社会環境の整備**

### **(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の再構築**

#### **① 保護者等への積極的な支援**

##### **(家庭教育支援)**

地域や学校を始めとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、地域の子育て経験者や民生委員・児童委員等から構成される家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供、相談対応、訪問型家庭教育支援等の取組を推進する。

##### **(養育の多様化への支援)**

養親子などの養育の多様化に配慮した支援の充実を図る。

#### **② 「チームとしての学校」と地域との連携・協働**

##### **(学校と地域が連携・協働する体制の構築)**

複雑化・多様化する学校の課題に対応するとともに、子供たちに必要な資質・能力を育むため、学校のマネジメントを強化し、

学校において教員が心理や福祉等の専門家と連携・分担する「チームとしての学校」としての体制を整備するとともに、学校と地域が連携・協働して学校を核とした地域づくりを推進し、社会総掛かりで教育を進める体制を構築する。

### ③ 地域全体で子供を育む環境づくり

#### (放課後子ども総合プランの推進)

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」(平成26年7月31日策定)に基づき、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全小学校区で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施することを目指して、計画的な整備等を進める。

#### (中高生の放課後等の活動の支援)

地域における中学生・高校生の活動拠点の一つである児童館の積極的な活用等により、遊戯やレクリエーションを含む、様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供する。

また、中学生や高校生を対象に、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力を得て、放課後や土曜日等に学校・家庭・地域が連携・協働して教育に取り組む様々な仕組みづくりを推進し、学校と地域が一体となった取組を支援する。

#### (地域で展開される多様な活動の推進)

子供・若者の社会性、豊かな人間性、たくましさ等を育てるため、地域等で展開される環境学習、E S D(持続可能な開発のための教育)の視点を踏まえた活動、自然体験、集団宿泊体験、奉仕体験、スポーツ

活動、芸術・伝統文化体験、ダンス等の創作的活動といった様々な体験活動や、異世代間・地域間交流等の多様な活動の機会の提供を推進する。また、農山漁村に滞在し、農林漁業体験等を行う活動や、体験活動を支援する人材の育成等を推進する。

#### (体験・交流活動等の場の整備)

子供・若者が、自然体験や集団宿泊体験等の体験活動を行える青少年教育施設、都市公園等の整備や地域密着型スポーツクラブの育成・充実を推進するとともに、自然公園、河川や海岸などの水辺空間、森林を保全・整備する。また、道路、路外駐車場、公園、官庁施設、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、公園遊具の安全点検等を通じ、子供が安全に遊べる環境を整備する。

### ④ 子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり

#### (子供・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくり)

学校や通学路等の安全点検を実施するとともに、防犯灯・防犯カメラの整備や見通しのよい植栽の確保等の安全に配慮したまちづくりを推進する。

また、自然災害に対して、児童福祉施設や幼稚園等の要配慮者利用施設を保全する砂防堰堤等の土砂災害防止施設の重点的な整備や、土砂災害防止法(平成12年法律第57号)に基づき市町村地域防災計画において土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報伝達等に関する事項を定める等のソフト対策等を推進する。

### (2) 子育て支援等の充実

#### (子供と子育てを応援する社会の実現に向けた取組)

平成27年4月に施行された子ども・子

育て支援新制度を着実に実施・運用することにより、幼児教育・保育・地域の子ども  
・子育て支援を総合的に推進する。

また、幼児教育・保育・子育て支援の  
「量的拡充」及び「質の向上」に消費税増  
収分を優先的に充てるとともに、更なる  
「質の向上」を図るため、消費税分以外も  
含め適切に確保する。

### **(3) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応**

#### **(「青少年が安全に安心してインターネット 利用できる環境の整備等に関する法律」 の的確な施行等)**

青少年が安全に安心してインターネット  
利用できる環境の整備等に関する法律  
(平成20年法律第79号)及び「青少年  
が安全に安心してインターネットを利用  
できるようにするための施策に関する  
基本的な計画(第3次)」(平成27年7月  
30日子ども・若者育成支援推進本部決定)  
に基づき、青少年のインターネットの適切  
な利用に関する教育及び啓発活動、フィル  
タリングの性能向上及び利用普及、民間団  
体等の取組の支援等を強化する。

また、新たな技術、サービスや利用実  
態等を把握し、新たな問題等に対しては、  
官民連携して、迅速に取り組む。

#### **(ネット依存への対応)**

ネット依存の傾向が見られる青少年に  
対しては、青少年教育施設等を活用した自  
然体験や宿泊体験プログラムなどの取組  
を推進する。

#### **(性風俗関連特殊営業の取締り等)**

性風俗関連特殊営業等に関し、関連法令  
に違反する行為に対する積極的な取締り  
を行う。

#### **(酒類、たばこの未成年者に対する販売等の 禁止)**

酒類やたばこの販売時における年齢確認

等の強化・徹底を要請する等、関係業界へ  
の働き掛けを行う。法令違反については、  
所要の捜査及び適正な処分を行う。

### **(4) ワーク・ライフ・バランスの推進**

#### **(ワーク・ライフ・バランスの推進)**

長時間労働を是正し、大人自身が遊び心、  
心の余裕を持って生活ができるなど、家族  
との充実した時間や自己啓発、地域活動へ  
の参加のための時間を持つことができる  
よう、「仕事と生活の調和(ワーク・ライ  
フ・バランス)」の実現に向け、国民運動  
を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築  
や環境整備などの促進・支援策に積極的に  
取り組む。

## **4 子供・若者の成長を支える担い手の養成**

### **(1) 地域における多様な担い手の養成**

#### **(民間協力者の確保)**

保護司、人権擁護委員、児童委員、少年  
警察ボランティア、母子保健推進員等の民  
間協力者について、幅広い世代・分野から  
の人材の確保を図るとともに、研修を充実  
させる。

ニートや非行に陥った少年、障害者等の  
就労について、企業や個人事業主等の協力  
者の確保に取り組む。

子供や若者の体験活動を育む体験活動  
指導者や自然解説指導者の養成・研修を推  
進する。

子育て経験者、様々な経験を有する高齢  
者、企業やNPO等の多様な主体による子  
供・若者育成支援に係る活動への参加を促  
す取組を進める。

#### **(同世代又は年齢の近い世代による相談・支 援)**

同世代又は年齢が近く価値観を共有し  
やすい学生等によるボランティアの導入  
を推進し、相談・支援を充実させる。

非行など問題を抱えた少年の自立を支援する青年ボランティアの活動を促進するために必要な協力を行うとともに、非行少年を生まない社会づくりに資する学生ボランティアの能力向上のための研修等の実施を促進する。

## (2) 専門性の高い人材の養成・確保

### (総合的な知見の下に支援をコーディネートする人材の養成)

相談業務等に従事する公的機関の職員、NPO等の職員を対象に、教育・福祉・雇用等の分野横断的な知見と支援手法を駆使し、困難を抱える子供・若者を円滑な社会生活へと導く支援コーディネーターを養成するための研修を実施する。

### (教員の資質能力の向上)

教員の資質能力の総合的な向上方策の検討を行い、養成、採用、研修の各段階を通じた体系的な施策を充実させ、使命感、得意分野、個性を持ち、現場の課題に適切に対応できる力量のある教員を確保する。

### (医療・保健関係専門職)

小児科医師及び産科医師の確保対策を推進するとともに、保健師、助産師を含む看護職員の人材確保対策を総合的に行う。

### (児童福祉に関する専門職)

保育士、児童福祉司など児童福祉施設や児童相談所の職員について、必要な体制の確保に努めるとともに、研修を充実させ、専門性の向上を図る。

### (思春期の心理関係専門職)

医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等を対象に、児童思春期における心の健康問題に対応できる専門家の養成研修等を行う。

矯正施設の心理関係専門職に対する各種研修を充実させ、専門性の向上を図る。

### (少年補導や非行少年の処遇に関する専門職)

少年補導職員の適正な職員数の確保に努め、資質向上と少年相談等の専門家の育成を図るとともに、法務教官及び保護観察官の指導力の向上を図る。

## 5 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

### (1) グローバル社会で活躍する人材の育成

#### (自国の伝統・文化への理解促進等)

グローバル化する社会の中で、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、我が国の伝統・文化に関する深い理解、異文化に対する理解等を育む。

#### (外国語教育の推進)

初等中等教育段階からグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、英語教育の小学校における早期化・教科化や中・高等学校における高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的な強化を図る。

#### (海外留学と留学生受入の推進等)

民間とも協力し、意欲と能力のある若者全員に海外への留学機会を付与するための支援を充実させる。また、優秀な外国人留学生を戦略的に確保するため、留学の動機付けから大学等での受入れ、就職など卒業後の進路に至るまでの受入れ環境の充実を図る。

グローバル化に対応した大学の体制強化と教育の質の保証に向けた取組を支援する。また、高校段階から、様々な国際舞台で活躍できるグローバル・リーダーを育成するため、スーパーグローバルハイスクールを推進する。

#### (海外子女教育の充実)

在外教育施設への教員派遣の拡充など、在外教育施設における質の高い教育環境を充実させ、即戦力となるグローバル人材を育成する。

### **(オリンピック・パラリンピック教育の推進)**

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を踏まえ、オリンピック・パラリンピックに関する市民フォーラムの開催やパラリンピック競技体験などを通じた共生社会への理解促進などを行うオリンピック・パラリンピック教育を推進することにより、スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会の在り方を向上させ、国際的な視野を持って世界の平和に向けて活躍できる人材を育成する。

### **(国際交流活動)**

若者の国際理解を促し、グローバル化に対応したリーダーシップ能力、異文化対応力を育成するとともに、日本人としてのアイデンティティの確立を図るため、国内外の青少年の招聘・派遣等を通じた国際交流の機会を提供する。

## **(2) イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成**

### **(理数教育の推進)**

児童・生徒の科学技術、理科・数学・算数への関心を更に高め、また、優れた素質を発掘し才能を伸長させるため、先進的な理数系教育を実施するスーパーサイエンスハイスクールや、各学校段階における力試し・切磋琢磨の場を設けるなどの取組を支援する。

### **(起業家の育成)**

大学院生や若手研究者を中心とした受講者が起業家マインド、事業化ノウハウ、課題発見・解決能力及び広い視野等を身につけることを目指し、受講者の主体性を生かした実践的な人材育成の取組への支援を行う。

### **(起業支援)**

30歳未満で新規開業しておおむね7年以内の若年起業家に対して、設備投資や運転資金の低利融資を実施するなど、若者の

起業を支援する。

## **(3) 情報通信技術の進化に適應し、活用できる人材の育成**

### **(情報通信技術人材の育成)**

大学等において、産学連携により企業等の実際の課題に基づく課題解決型学習等の実践教育を推進し、情報通信技術を高度に活用して社会の具体的な課題を解決できる人材を育成する。

## **(4) 地域づくりで活躍する若者の応援**

### **(若者による地域づくりの推進)**

地域産業を担う高度な専門的職業人材を育成し、また、地元企業に就職する若者を増やすとともに、地域産業を自ら生み出す人材を創出するために、地方大学や高等専門学校、専修学校等において、地元の地方公共団体や企業等と連携した取組を強化する。

地方大学等への進学、地元企業への就職、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するため、地方公共団体と大学等との連携により、地方における雇用の創出、若者の定着に向けた取組を促進する。

都市地域から過疎地域等に移り、一定期間、地域協力活動を行いながら、当該過疎地域等への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を推進し、若者の持てる能力を活用した地域づくりを図る。

## **(5) 国際的に活躍する次世代競技者、新進芸術家等の育成**

### **(次世代競技者の育成)**

各競技における国内外強化合宿の実施や有望な選手等の海外派遣など、オリンピック・パラリンピックを始めとする国際大会で活躍が期待できる次世代競技者の発掘・育成・強化などの取組を戦略的に実施する。

#### (新進芸術家等の育成)

才能豊かな新進芸術家等を対象として、公演出演や展覧会展出などの機会を提供するとともに、技術の向上や知識の深化に資するワークショップ等の研修を実施することを通して、次代を担い、世界に通用する創造性豊かな芸術家等の育成を図る。

### (6) 社会貢献活動等に対する応援

#### (内閣総理大臣表彰の創設)

地域における子供・若者の社会貢献活動等に対する評価や社会的認知度を一層高めるため、内閣総理大臣表彰を創設する。

## 第4 施策の推進体制等

### (1) 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

#### (調査研究)

子供・若者育成支援施策の企画・立案、実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため、心身の状況、育成環境、非行、社会的自立の状況等に関する子供・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進する。

その際、年齢、性別、学歴等属性別に実態把握を進めるとともに、子供・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学際的・国際的な調査研究の充実を図る。

また、少年非行について、非行少年の実態及び再非行に係る要因等を明らかにし、再犯防止、社会復帰の在り方の検討に資する基礎資料を提供するための研究を実施する。

### (2) 広報啓発等

#### (広報啓発・情報提供等)

子育て支援、体力の向上、子供・若者の

人権尊重、自殺予防、防犯、非行防止・更生その他困難を有する子供・若者の支援など子供・若者育成支援に関して、強調月間の設定や民間主体との連携・協力等による広報啓発や情報提供の実施、あるいは表彰事業の実施などを通して、国民の理解・協力を促進する。また、児童の権利に関する条約の趣旨にのっとった取組がなされるよう、条約の内容について普及を図る。

さらに、各種の情報が子供・若者に届きやすく、かつ、分かりやすいものとなるよう、子供・若者向けの情報提供を実施する。

上記のほか、子供・若者育成支援施策に係る情報を適時適切に公開する。

#### (保護者を含む大人に対する啓発)

社会全体で子供・若者を守り育てるという原点に立ち返り、子供・若者の健全な育成を支援するため保護者を含む大人が、自らの行動を通じて、次代を担う子供に正義感や倫理観、思いやりの心を育み、社会の一員として役割と責任を果たしていくべきことを伝えていくよう啓発を行う。

#### (国民運動等の取組の推進)

地方公共団体、学識経験者、民間の関係者等と連携・協力して、子供・若者育成支援に取り組むことができるよう国民運動として気運の醸成等に努める。

#### (家族や地域の大切さ等についての理解促進)

「家族の日」や「家族の週間」における啓発、地域や企業の取組等の表彰を通じて、家族や地域の大切さ等についての理解を促進する。

### (3) 国際的な連携・協力

#### (国際機関等における取組への協力)

国連等の国際機関における子供についての条約や行動計画等の取組に積極的に参画するとともに、その内容の周知に努め、相互交流等の国際協力を推進する。

#### (情報の収集・発信)

諸外国の子供・若者育成支援施策の現状等に関する情報の収集、提供等に努めるとともに、我が国の施策について、諸外国に向けた情報発信を行う。

#### (4) 施策の推進等

##### (国の関係機関等の連携・協働の促進)

本大綱に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関相互間の緊密な連携・協力を図るとともに、施策相互間の十分な調整を図る。

また、地方公共団体との間でも、緊密な連携・協力を図る。

##### (審議会等の委員構成への配慮)

子供・若者育成支援施策や世代間合意が不可欠である分野の施策については、子供・若者の意見も積極的かつ適切に反映されるよう、各種審議会、懇談会等の委員構成に配慮する。

##### (地域における取組の推進)

地域において子供・若者育成支援に取り組む地方公共団体、学校、企業、NPO等の民間団体、学識経験者等、様々な主体による先進的な活動について情報共有する機会を設けることを通じて、各主体の相互の連携を促進するとともに、全国的な取組内容の向上を図る。

##### (関係施策の実施状況の点検・評価)

本大綱に基づく子供・若者育成支援施策の実施状況について、有識者や子供・若者の意見を聴きながら点検・評価を行う。

##### (大綱の見直し)

本大綱については、おおむね5年を目途に見直しを行う。

#### 用語(注)

子供：乳幼児期、学童期及び思春期の者。

若者：思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。

青少年：乳幼児期から青年期までの者。

※乳幼児期は、義務教育年齢に達するまでの者。

※学童期は、小学生の者。

※思春期は、中学生からおおむね18歳までの者。

※思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

※青年期は、おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者。

※ポスト青年期は、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者。

本大綱では、法律名等を除き、法令上の表記に関わらず、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)による表記を用いているが、法令上の用語と意味を異にするものではない。